

参  
考

拓務省設置以來實施セル重要事項

(一五)二九

M-0066

0104

目次

(一) 移植民及海外拓殖事業ニ關スル事項

一、滿洲試驗移民及集團移民ノ實施

二、滿洲大量移民計畫ノ確立

三、滿洲移住協會ノ設立

四、滿洲拓殖株式會社ノ設立

五、移植民團體ニ對スル助成

六、海外ニ於ケル邦人自作農ノ創設

七、訪伯經濟使節ノ派遣

八、本邦事情紹介機關ノ設置

九、パラグアイ移住計畫ノ實行

一〇、南米方面ニ對スル邦人ノ漁業的進出

一一、海外移住組合聯合會ノ事業ヲ承繼スル會社設立計畫ノ樹立

一二、南洋ニ於ケル邦人事業ノ維持救済

一三、南洋ニ於ケル企業成立ノ爲メノ指導斡旋

一四、南洋ニ於ケル邦人水産業ノ確立

一五、訪暹經濟使節ノ派遣

一六、海外ニ於ケル移住地及産業資源ノ調査

一七、海外ニ於ケル邦人拓殖事業ニ對スル助成

一八、海外拓殖事業ノ指導獎勵

一九、南洋及南米方面移住者ニ對スル保護救養施設ノ擴充

二〇、南洋興發株式會社ノ外南洋進出

(二) 外地行政府ニ關スル事項

- 一 内臺共濟問題ノ解決
- 二 樺太土人(アイヌ)ノ民刑事ニ關スル特例撤廢
- 三 阿片政策ノ統制
- 四 南洋群島ニ於ケル外事警察強化
- 五 内外地米穀對策ノ調整
- 六 樺太拓殖計畫ノ樹立
- 七 南洋群島開發計畫ノ樹立
- 八 樺太林政改革
- 九 重要産業統制法ノ外地施行其ノ他内外地産業ノ調整
- 一〇 内外地鹽業ノ調整

(三) 全般的事項(特殊會社其ノ他)

- 一 一般會計及特別會計相互間ノ調整
- 二 臺灣拓殖株式會社ノ設立
- 三 南洋拓殖株式會社ノ設立
- 四 滿洲電信電話會社ノ設立
- 五 滿鐵增資問題ノ解決
- 六 棉花及羊毛資源ノ開發
- 七 拓殖獎勵館ノ設置

(一) 移植民及海外拓殖事業ニ關スル事項

一、滿洲試驗移民及集團移民ノ實施

昭和七年以來昭和十年ニ至ル四ケ年間ニ一千八百戸ノ農業試驗移民ヲ送出シ滿洲農業移民ノ可能ナルコト確認セラレタルヲ以テ其ノ實績ニ徴シ昭和十一年度ヨリ集團移民制ニヨリ滿洲農業移民ヲ實施スルコトトシ之ガ助成機關ヲ整備スルト共ニ本格的ニ之ガ實行ニ着手シタリ

二、滿洲大量移民計畫ノ確立

日滿兩國ノ特殊關係ニ鑑ミ急速ニ多數ノ邦人ヲ滿洲ニ移住セシムルコトハ極メテ喫緊ノコトニ屬スルヲ以テ今後二十ケ年間ニ百万戸ノ移民ヲ送出スル目標ノ下ニ其ノ第一期計畫トシテ五ケ年間ニ十萬戸ノ移民ヲ送出スル計畫ヲ樹立シ昭和十二年度ヨリ之ガ實行ニ着手セントス

三、滿洲移住協會ノ設立

昭和十一年度ヨリ本格的ニ滿洲農業移民ヲ實施スルコトトナリタルヲ以テ民間ニ於ケル之ガ助成機關トシテ昭和十年十月當省ノ轉送ニ依リ滿洲移住協會ヲ設立セシムルト共ニ必要ナル助成ヲ行ヒ滿洲移民ニ關スル宣傳、募集、後援等ニ關スル事業ヲ行ハシメツツアリ

四、滿洲拓植株式會社ノ設立

滿洲國ニ於ケル邦人ノ移住地建設事業ヲ促進スル爲取リ敢ヘズ昭和十年十二月資本金壹千五百萬圓ヲ以テ滿洲拓植株式會社ヲ設立シタルガ更ニ滿洲大量移民計畫ノ確立ニ伴ヒ之ニ即應シタル規模ニ擴大スヘク目下考究中ナリ

五、移植民團體ニ對スル助成

移植民獎勵ヲ目的トスル團體ニ付テハ大正十二年度以降引續キ適當ナル助成ヲ爲スト共ニ新設ヲ促シ來レル處ナルカ政府ノ施設ト協力シ移植民思想ノ普及、移植民ノ後援等ヲ目的トセル一般移植民團體（其ノ數五十四）、移植民教育機關（其ノ數一〇）ニ對シテハ益々

其ノ機能ヲ發揮セシムル爲適當ナル助成ヲ行ヒタリ

六、海外ニ於ケル邦人自作農ノ創設

海外移住組合聯合會ヲ助成シ、伯國ニ於テ約二十万町歩ノ移住地ヲ購入セシメ、既ニ約三千家族（一万五千人余）ノ移住者ヲ入植セシメタリ、移住者ハ最近棉作ヲ主トシ其ノ年産額五百万圓ニ達シ、移住地ハ各種福利施設ノ充實ニ伴ヒ益々發展シツツアリ

七、訪伯經濟使節ノ派遣

日伯兩國間ノ經濟關係ノ緊密化ヲ促進シ以テ我移植民ノ圓滑ナル進展ヲ圖ル爲、昭和十年平生飢三郎氏ヲ團長トスル訪伯經濟使節ノ派

遣ヲ行ヒタルガ、其ノ結果兩國間ノ貿易關係ハ頓ニ進展シ、就中伯國棉輸入ノ如キハ昭和十一年中ニ約二十五万俵約五千万圓ニモ達シタリ、而シテ我經濟使節ノ派遣ヲ受ケタル伯國ヨリハ、昭和十一年ウルフード氏ヲ團長トスル經濟使節ノ日本答訪アリ、所期ノ目的達成ニ資スル所大ナルモノアリタリ

八、本邦事情紹介機關ノ設置

伯國ニ於テ移民制限ノ實施セララルニ至リタルハ、同國官民ノ我國情ノ認識不足ニ基因スル所尠ナカラザルニ鑑ミ、本邦事情紹介ノ實行機關トシテ昭和十一年日伯協會ヲ設置シ、政府ヨリ助成金ノ交付ヲ爲シ伯國首府リヤ。デ。ジヤ等國市ニ支部ヲ設置セシメ之ガ目的達成ニ當ラシメツツアリ

九、パラグアイ移住計畫ノ實行

昭和十一年度ヨリ海外移住組合聯合會ヲシテパラグアイ國ニ自作農移住地ヲ創設セシメ、約八千三百町歩ノ移住地ヲ購入シ移住者ノ入植ニ必要ナル産業公益施設ヲ施シ、昭和十一年ニ於テ既ニ約三十家族ノ移住者ヲ入植セシメタリ、本年ニ於テモ近ク内地ヨリ移住者ヲ送出スル豫定ナリ

一〇、南米方面ニ對スル邦人ノ漁業的進出

南米水産會社ハ昭和十一年内地ヨリトコロ船ヲ亞爾然丁國ニ廻航

シ沿岸漁業ニ從事セルモ、之ガ事業確立ニ當リテハ政府ニ於テ可及  
的指導助成ヲ爲シ之ガ達成ニ努メタリ

一一、海外移住組合聯合會ノ事業ヲ承繼スル會社設立計畫ノ樹立  
海外移住組合聯合會ノ事業ヲ恒久化シ、海外ニ於ケル邦人自作農創  
設ノ實行機關タラシムルノミナラズ、移住者ノ經濟的發展ノ中樞機  
關タラシムル目的ヲ以テ同聯合會ノ事業ヲ承繼ス可キ株式會社設立  
計畫ヲ樹テ目下之ガ實施ニ付準備中ナリ

一二、南洋ニ於ケル邦人事業ノ維持救済

南洋方面ニ於ケル大護謨園(スマト)護謨拓殖外三社)小護謨園(馬  
來半島「パトバハ」ノ邦人小企業護謨園二十五社)、比律賓マニラ  
麻業者、バシラン山村 椰子園等救済ノ爲東拓其ノ他内地及外地ノ金  
融機關ヨリ融資ノ斡旋ヲ爲シ、企業ノ維持發展ニ資セルコト大ナル  
モノアリタリ

一三、南洋ニ於ケル企業成立ノ爲ノ指導斡旋

南洋方面ニ移住適地及産業資源ノ調査ヲ爲スト共ニ、一方調査ノ結  
果邦人企業トシテ有望ナルモノハ直ニ之ヲ當該民間事業團體ヲシテ  
企業化セシメタリ即チサラツツ米作移住地及カブロン高原移住地  
ノ建設、北婆羅移住漁業園及東阿弗利加移住漁業園ノ結成、或ハ英  
領北婆羅移住殖産組合、セレベスニ於ケルモダヤ邦人農園組合及バ

多ビヤ邦人漁業組合ノ結成ヲ爲サシメ邦人事業ノ堅實ナル發展ヲ圖  
リタリ

一四、南洋ニ於ケル邦人水産業ノ確立

省設置以來邦人漁業者ニシテ南洋方面ニ出漁シ當該地方ニ根據地ヲ  
設定シ斯業ニ從事スルモノニ對シテハ積極的ニ水産資源ノ調査ヲ勸  
ムルト共ニ可及的ノ助成ヲ爲シ來リタルガ一方此等業者間ニ無益ナ  
ル競争ヲ避クル爲統制ノ方策ヲ講ゼシムル所アリ又官公署ノ試験調  
査船出動ニ對スル連絡統制ヲ圖リ或ハ漁獲物ノ販路ヲ開拓シ或ハ漁  
具、漁法ノ改善ヲ爲サシムル等、幾多斯業ノ發展ニ適切ナル指導獎  
勵ノ方途ヲ講ジ以テ今日ノ隆盛ヲ招來セリ

一五、訪暹經濟使節ノ派遣

日暹兩國ノ關係ハ古クヨリ密接ナルニモ不拘未ダ必ズシモ兩者ノ親  
善、經濟關係等十全ナラザルヤノ感アリタルニ因リ、政府ハ兩國親  
善關係ノ増進ト兩國經濟通商關係ノ向上ニ資スベク、日本商工會議  
所ヲシテ安川雄之助氏ヲ團長トシ十三名ヨリ成ル暹羅經濟使節團ヲ  
派遣シタルガ豫想外ノ成績ヲ擧ゲ今後兩國ノ親善關係ハ勿論經濟通  
商關係圓滑トナリ、邦人ノ同國進出上ニモ相當效果大ナルモノアラ  
ントス、尙畏クモ 天皇陛下ニハ安川團長ヲ召サレ兩國親善關係ニ  
付種々御下問アラセラレタリ

一六、海外ニ於ケル移住地及産業資源ノ調査



邦人ノ海外進出ノ指導獎勵上廣ク海外ニ移住適地及産業資源ヲ獲得  
スルノ要アルヲ認メ、省設置以來南洋及南米各地ニ於テ移住適地、  
工業原料特殊食料品及水産資源ノ調査獲得ニ努メタリ、其ノ主ナル  
モノヲ舉グレバ左ノ如シ

南洋方面

- (1) サラワツタ、カマロン、英領北ボルネオ、北セレベス及ニューギ  
ニア地方ニ於ケル移住適地
- (2) サラワツタ、英領馬來、暹羅、蘭領ボルネオ及ニューカレドニア  
地方ニ於ケル礦物調査

- (3) 南洋各地方及アフリカ方面ニ於ケル水産資源調査

- (4) シヤム、セレベス、ボルネオニ於ケル林業調査

- (5) 其他シヤム、英領馬來、蘭領東印度及比律賓方面ニ於ケル各種資  
源調査等

南米方面

- (1) ブラジル、アルゼンチン、パラグアイニ於ケル移住適地

- (2) ブラジルニ於ケル礦物資源調査

- (3) アルゼンチン國沿岸ノ水産資源調査

一七、海外ニ於ケル邦人拓殖事業ニ對スル助成

移殖民事業ハ勿論其ノ他ノ拓殖事業モ其ノ性質上邊ニ利潤ヲ擧グル  
コト困難ナル事情ニアルヲ以テ邦人ノ海外發展ノ獎勵上國家ニ於テ  
モ相當ノ助成ヲ爲スノ要アルヲ認メ省設置以來此等ノ事業ニ對シ可

及的ノ助成ヲ爲シ之ガ發展ニ努メタリ、其ノ主ナルモノヲ舉グレバ  
南洋地方

(1) シラワツタ米作移住地ノ建設、カダロン、タワオ、セレベス等ニ  
於ケル小農企業團ニ對スル助成

(2) 蘭領アンボム、英領北ボルネオ、ミナード、バタビヤ、新嘉坡、  
アフリカ等ニ於ケル水産業助成

(3) 蘭領ボルネオニ於ケル油田試掘助成  
(4) 農事指導機關ニ對スル助成

(5) 其ノ他小商工業及倉庫業ニ對スル助成等  
南米方面

(1) 海外移住組合聯合會移住地經營ノ産業及公益施設費ニ對スル助成

(2) 海外興業會社、アマゾンニア産業會社及南米拓殖會社ノ移住地經營  
ニ對スル産業施設助成

(3) ペルー國及コロンビヤ國ニ於ケル移住地建設ニ對スル助成

一八、海外拓殖事業ノ指導獎勵

海外ニ於ケル邦人集團地及主要地ニ技術員又ハ事務職員ヲ配置シ技  
術上並ニ經營上ノ指導ニ當ラシメ以テ既存事業ノ維持發展新規事業  
ノ進出ニ努メツツアリ現在ノ配置地域左ノ如シ

(1) 南洋方面

タバオ、シンガポール、バタビヤ、ミナード、タワオ、バンコツ  
ク

(2) 南米方面

サンパウロ、ベレリン、ブエノスアイレス、パラグアイ、リマ、

一九、南洋及南米方面移住者ニ對スル保護教養施設ノ擴充

海外移住者ニ對スル政府ノ保護教養施設ハ大正九年ヨリ内務省ニ於テ横濱、神戸、長崎ニ渡航検査所ヲ設置シ、渡航上必要ナル救養施設ニ身体検査等ノ事務ヲ開始シ、又伯國移住者ノ増加ニ伴ヒ神戸ニ移民收容所ヲ設置シ移住者ノ保護教養ノ任ニ當リ居リタルガ省設置後ハ益々移住者ノ激増スルアリ仍テ神戸移住教養所（昭和七年改稱）ヲ擴張スルト共ニ更ニ南洋移住者ノ爲長崎移住教養所ヲ設置シ移住者ノ保護教養ニ萬全ヲ期シツツアリ、尙伯國移住者ニ對シテハ船中ニ專任或ハ委囑ノ移民監督ヲ乗船セシメ、船中ノ保護教養ニ努メツツアリ

二〇、南洋興發株式會社ノ外南洋進出

東拓傍系會社タル南洋興發株式會社ハ南洋群島ニ於テ製糖業其ノ他ノ拓殖事業ヲ經營スル傍外南洋地方ニモ進出ノ意圖ヲ有セルヲ以テ之ヲ助成シ蘭印東印度ニユルニ於テダイヤモンド採取事業、棉花栽培事業ヲ經營シ又葡領モザンビークニ於テハ貿易業ヲ共同經營セシメ以テ邦人進出ノ基礎ヲ作ラシメタリ

(二) 外地行政ニ關スル事項

一、内臺共婚

一、内臺共婚問題ノ解決

内地人、本島人相互間ノ婚姻問題ヲ解決シ、民族融和ヲ促シ、臺灣統治上好影響ヲ與フルハ多年ノ懸案ナリシ處、之ガ關係法令ノ制定ニ當リテハ法制上ノ諸問題竝ニ關係官廳トノ折衝等容易ナラザルモノアリシガ、當省ノ努力ニ依リ實現ヲ見ルニ至リタリ

二、樺太土人(アイヌ)ノ民刑事ニ關スル特例撤廢問題

本問題ハ多年ノ懸案ニシテ土人中大部分ハ從來國籍不明者トシテ取扱ハレ、民、刑事法規ノ適用ヨリ除外セラレ居リ、戶籍ヲ有セズ從ツテ日本臣民トシテノ權利ヲ享有スルヲ得ザリシヲ以テ、當省ニ於テハ此ノ不都合ヲ除去スルヲ急務ト認メ、現地ノ實情ヲ調査シ終始指導的立場ニ於テ其ノ解決ヲ圖リ之ガ實現ヲ見タリ

三、阿片政策ノ統制

我邦ノ阿片政策上内外地相互間ノ矛盾摩擦ヲ極力少ナラシムル目的ヲ以テ、福建省ハ臺灣ニ於ケル粗製「モルヒネ」ノ内地移入、朝鮮在阿片ノ臺灣粗製「モルヒネ」及關京廳沒收「モルヒネ」トノ交換等諸問題ニ關シ、内務省、朝鮮總督府又ハ臺灣總督府等ノ間ニ立チテ斡旋連絡ニ努ムルノ外、麻藥製造制限條約、盤谷阿片協定等批准ニ伴フ各外地阿片麻藥取締法令ノ整備、麻藥不正取引

防止ニ關スル國際會議ニ對シ保官ヲ派遣スル等阿片麻藥取締ノ強  
化ニ努メ來レリ

#### 四、南洋群島ニ於ケル外事警察強化

輒近ニ於ケル南洋群島ノ國防竝ニ外交上ノ重要性ニ鑑ミ外事、特  
高乃至軍事警察ニ關スル事務亦喫緊ノ要務トナレルヲ以テ當省ニ  
於テハ、外事警察事務ノ圓滿ナル遂行ヲ圖ル爲、昭和十年三月十  
五日南洋廳、海軍省、外務省、內務省、警視廳及神奈川縣ノ關係  
係官ノ參集ヲ求メ協議會ヲ開催、協議打合事項ヲ決定シ、之ガ目  
的達成ノ爲之等關係官廳間ノ連絡協調ト南洋廳外事警察組織ノ強  
化トニ努ムルコトトセリ

#### 五、内外地米穀對策ノ調整

昭和五年産米及昭和八年産米ノ内外地ヲ通ズル未曾有ノ豐作ヲ契  
機トシテ俄然臺灣米ノ專賣制、移入課稅案、移入管理案等提唱セ  
ラレ、内外地間ノ意見容易ニ一致セザリシモ、内外地共存ノ趣旨  
ニ立脚シ、彼我ノ連絡協調ニ努メ、克ク兩者間ノ相剋ヲ調和シテ、  
朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀移出調節方策ノ確立、米穀代作獎勵ノ實  
施、米穀統制法及米穀自治管理法ノ施行等内外地米穀對策ノ調整  
ニ萬全ノ策ヲ講ジタリ

#### 六、樺太拓殖計畫ノ樹立

昭和八年四月朝野ノ學識經驗者ヲ網羅シテ樺太拓殖委員會ヲ設置

シ、樺太産業開發ノ根本方針ヲ樹立スル爲、農畜産、林業、水産、  
鑛業及交通、金融ノ五部門ニ亘リ、鋭意調査研究ヲ遂ゲタル結果、  
茲ニ樺太拓殖計畫ノ樹立ヲ見、總經費一億五千萬圓ヲ以テ、昭和  
九年度以降十五ヶ年ヲ期シ、各種産業ノ開發竝ニ交通施設ノ充實  
ヲ圖ルコトトセリ

#### 七、南洋群島開發計畫ノ樹立

昭和九年十二月朝野ノ有識者ヲ網羅シテ、南洋群島開發調査委員  
會ヲ設置シ、南洋群島ノ積極的開發方策ノ樹立ヲ急ギタル結果、  
總經費約八千六百八十萬圓ヲ以テ昭和十一年度以降十ヶ年間ヲ期  
シ、南洋拓殖株式會社ノ設立、農林業、水産業、鑛業等ノ開發方  
策竝ニ交通及金融施設等ノ整備充實ヲ圖ラントスル方策ヲ決定シ、  
着々之ガ實施ヲ見ツツアリ

#### 八、樺太林政改革

昭和七年樺太ニ於ケル從來ノ林政上ノ缺陷ヲ是正センガ爲林政ノ  
改革ヲ斷行シ、以テ森林經營計畫ヲ樹立スルト共ニ、林産物賣拂  
處分ニ關スル改革竝ニ森林保護及造林ニ關スル改革ヲ實施シツツ  
アリ

#### 九、重要産業統制法ノ外地施行其ノ他内外地産業ノ調整

内外地殊ニ内鮮間産業ノ調整ハ從來議會及民間ニ於テ種々論議セ

ラレ重要問題タルニ至レルヲ以テ之ニ關スル法令ノ施行制定等諸  
般ノ産業ニ付内外地間ノ調整ニ最モ意ヲ用ヒ來レリ

一〇、内外地鹽業ノ調整

内外地鹽業ノ調整ヲ圖ル爲昭和六年及昭和九年ノ二回ニ亘リ拓務  
省主權ノ下ニ内外地關係官廳鹽務主任官會議ヲ開催シ、其ノ申合  
ニ基キ關東州及臺灣産鹽ノ販銷、朝鮮内食料鹽ノ自給ヲ促進シ又  
關東州及臺灣ニ於ケル工業用鹽ノ増産計畫ヲ確立セシメタリ

(三) 全般的事項（特殊會社其ノ他）

一、一般會計及特別會計相互間ノ調整

最近ニ於ケル一般會計ノ窮狀ニ鑑ミ、之カ援助ニ資スル爲一般會計及特別會計相互間ニ適宜調整ノ途ヲ講スルコトナレリ、此ノ趣旨ニ則リ、拓務省ニ於テモ所管各特別會計ニ關シ一般會計財源繰入（昭和十一年度五百七十萬百、昭和十二年度一千七百七十五萬圓）、減債基金繰入ノ増加、經費補充金ノ減少等ヲ實行シ居レ

二、臺灣拓殖株式會社ノ設立

臺灣、南支及外南洋方面ニ於テ拓殖事業ノ經營及拓殖資金ノ供給ヲ目的トスル特殊會社ノ設立ヲ企劃シ、臺灣拓殖株式會社法及臺灣官有財產評價委員會官制ヲ制定シ、之ニ基キテ會社設立委員及政府出資財產評價委員ノ任命、政府出資財產ノ評價、定款ノ認可、株式申込證ノ検査等ヲ行ヒ以テ昭和十一年十一月臺灣拓殖株式會社（資本金三千萬圓）ヲ設立セシメタリ

三、南洋拓殖株式會社ノ設立

南洋群島及外南洋地方ニ於テ拓殖事業ノ經營及拓殖資金ノ供給ヲ目的トスル特殊會社ノ設立ヲ企劃シ、南洋拓殖株式會社令及南洋群島官有財產評價委員會官制ヲ制定シ、之ニ基キテ會社設立委員



及政府出資財産評價委員ノ任命、政府出資財産ノ評價、定款ノ認可、株式申込證ノ検査等ヲ行ヒ、以テ昭和十一年十一月南洋拓殖株式會社（資本金二千萬圓）ヲ設立セシメタリ

#### 四、滿洲電信電話會社ノ設立

日滿兩國ノ滿洲ニ於ケル電信電話事業ヲ統一シ通信業務經營ノ合理化ヲ圖ル爲昭和八年八月日滿兩國ノ協定ヲ準據法トスル滿洲電信電話會社ノ創立ニ努力シ尙右新事態ニ對處セムカ爲日本側關東州及滿鐵附屬地ニ於ケル電氣通信法規ノ整備ヲ爲セリ

#### 五、滿鐵增資問題ノ解決

滿洲國ノ成立ニ伴ヒ、滿鐵ニ於テハ新規鐵道ノ建設及既設鐵道ノ改良ノ爲多額ノ資金ヲ要スルニ至リタル爲、更ニ三億六千萬圓ノ増資ヲ爲スコトトナリタルカ（總資本金額八億圓）中株式半數ヲ政府ニ於テ引受クルノ方針ノ下ニ、昭和八年ノ第六十四議會ニ關係法律ノ提案ヲ爲シ之カ實現ヲ見タリ

#### 六、棉花及羊毛資源ノ開發

我國ニ於ケル棉花及羊毛ノ輸入額ハ年々巨額ニ達シ國內需要ノ殆ト全部ヲ海外ニ仰ク現狀ナリ、如斯我國重要産業ノ原料ヲ外國資源ノ供給ニ依存スルカ如キハ近時世界經濟界ノ動向ニ鑑ミ洵ニ寒心ニ堪ヘサルトコロナルヲ以テ昭和八年三月開催セル外地經濟懇

談會ニ於テ棉花羊毛増産ノ方策ヲ研究シ朝鮮及滿洲國ニ於テ極力棉花栽培及綿羊ノ飼育ヲ獎勵助長スヘントノ大綱ヲ決定セリ而テ之カ獎勵實施ノ機關トシテ官民一致ノ協力ニ依リ昭和九年四月財團法人日滿棉花協會及財團法人日滿綿羊協會ヲ設立シ、彼上ノ目的達成ニ努ムルコトトセリ

#### 七、拓殖獎勵館ノ設置

海外ニ於ケル拓殖移民事業竝ニ外地資源開發ノ重要性ニ鑑ミ、本省ハ國民ノ海外發展ヲ促進セシムヘキ拓殖移民方策竝ニ内外兩地間ノ精神的融和、經濟的緊密化ヲ完全ナラシムル爲必要ナル方策ニ付テノ基礎的研究ヲ行フト共ニ、之ヲ社會ニ普及スヘキ啓發宣傳事業ヲ行フ内外地ノ綜合機關トシテ拓殖獎勵館ノ建設ヲ計畫シ、外地ノ協力ニ依リ昭和十二年度以降三ヶ年繼續事業ノ豫定ヲ以テ目下準備中ナリ

拓殖行政ノ重要性ニ就テ

現下ノ時局ヲ克服シ國運ノ興隆ヲ圖ルノ方途トシテ拓殖行政ノ擔當  
化ハ其ノ最モ重要ナルモノノ一ニ屬ス即チ帝國ノ現狀ニ鑑ミ國民ノ海  
外發展ヲ獎勵助長シ人口ノ移殖、資源ノ開發、市場ノ開拓ヲ海外ニ求  
ムルハ内ニ國民生活ノ安定ヲ圖リ外ニ民族ノ發展ヲ期スル所以ナリ又  
外地統治ノ方針ヲ過誤無カラシメ民心ノ歸趨、産業ノ開發等ニ於テ内  
外地ヲ通シ渾然タル融和統一ヲ期スルハ帝國全版圖ノ強固ナル結合ヲ  
圖リ國力ヲ海外ニ伸張スル所以ナリ今拓殖行政ノ最モ重點ヲ置クヘキ  
事項ヲ分説スルコト左ノ如シ

一 國民ノ海外發展ノ獎勵助長

國內ニ於ケル人口ノ増加、資源ノ缺乏、生活不安等ノ窮狀ヲ打開ス  
ルハ單ニ國內諸政ノ刷新ノミヲ以テシテハ之ヲ達成スルヲ得ス進テ  
國民ノ海外發展ヲ策スルヲ以テ喫緊ノ方途トス國民ノ海外移住ハ其  
ノ一ナリ企業投資ニヨル海外産業ノ開發竝ニ資源ノ確保ハ其ノ二ナ  
リ貿易ノ促進ハ其ノ三ナリ而シテ之等ノ方策ハ相互ニ關聯スルモノ  
ニシテ刻下ノ急務ハ積極的且平和的ニ海外進出ノ方策ヲ講シ以テ國  
民ノ鬱積セル膨脹力ヲ善導シ海外ニ其ノ活路ヲ求ムルニアリ從テ之  
カ實行機關トシテハ現在ノ機構ヲ擴充強化シ以テ之等ノ方策ヲ具現  
シ得ヘキ實行力ヲ伴ハシメサルヘカラス

二 滿洲移民計畫ノ遂行

滿洲移民計畫ノ遂行ハ我カ對滿國策上最モ重要ナル事項ニ屬ス即チ  
我國ト一休不可分關係ニアル滿洲國ノ産業開發ニ資シ其ノ文化向

上、國防ノ充實ニ貢獻シ、彼我兩民族ノ融和提擧ヲ促進助長スルト  
共ニ耕地面積ノ狹小ニ惱ム我方農村問題解決ノ一助トシテ滿洲移民  
ノ意義頗ル重大ナルモアリ、而シテ之カ實行ニ於テハ既ニ試驗時  
代ヲ經テ昭和十二年度以降二十ヶ年間百万戸送出計畫ノ樹立セラル  
ル今日其ノ實行機關ノ整備充實ノ緊要ナルコト言ヲ俟タサルナリ

### 三、外地統治ノ融合統一

外地ハ産業上、國防上ニ於テモ我方版圖ノ重要ナル部分ヲ占ムルト  
共ニ帝國ノ海外進出ノ據點タリ而シテ外地ニ於ケル現狀ハ今尙綜合  
行政ヲ廢スルヲ保サルモ其ノ文化ノ程度並ニ經濟狀態カ現在ノ如ク  
發達シ産業金融等ニツキ内地ト交措關聯スル處極メテ大ナル今日大  
局的見地ヨリ中央ニ於テ内地並ニ外地相互間ノ統制ヲ行フハ帝  
國ノ經濟政策上頗ル重要ナリ、且又各外地ノ總督若ハ長官ハ夫々地  
方ニ於テ行政事務ヲ統理スルニ過サルカ故ニ中央ニ於テ其ノ利益ヲ  
主張シ内外地間ノ利害ヲ調整スルカ爲メニハ特別ノ國務大臣ヲ必要  
トス一貫セル統制ノ下ニ外地統治ノ實績ヲ舉ケ内外地ヲ遠シ精神的  
物質的ニ渾然タル一体トシテ帝國全版圖ノ眞ニ強固ナル統合ヲ實現  
スルハ刻下ノ急務ナリ。

極秘

6

對支院分課大要

(昭和二三・一〇・三二)

M-0066



對支院 分課 大要

第二 官 房

- (1) 總裁、副總裁、總務長官等ノ秘書事務
- (2) 一般庶務、人事、會計
- (3) 其ノ他他部ニ屬セサル事項

第三 政 務 部

(一) 總務課

- (1) 對支政策樹立ニ關スル事務
- (2) 連絡委員會、對支委員會ニ關スル事務

(二) 指導課

- (1) 支那新政權ニ對スル政治的協力ノ實施ニ關スル事務

- (2) 各應對支行政事務ノ統一ニ關スル事務

- (三) 調査課 || 支那ニ於ケル政治、經濟及文化ニ關スル調査ノ事

務

第三 經 濟 部

(一) 總務課

- (1) 支那ノ經濟開發計畫ニ關スル事務

- (2) 支那新政權ニ對スル經濟產業的協力ノ實施ニ關スル事務

- (3) 北支開發、中支振興兩會社ノ監督ニ關スル事務

(二) 產業課

- (1) 在支企業ノ統制ニ關スル事務

- (2) 對支貿易、支那ニ於ケル拓殖事業ニ關スル事務

- (三) 金融課 || 支那ニ於ケル金融、財政、幣制及稅務ニ關スル事務

(四) 交通課

- (1) 日支間ニ於ケル交通及通信ニ關スル事務

(2) 支那ニ於ケル航空、無線通信、鐵道其ノ他ノ交通通信ニ  
關スル事務

第四 文化部

(一) 總務課 思想、教育、宗教、學術ニ關スル協力ノ事務

(二) 厚生課 衛生、防疫、醫療、救恤ニ關スル事項

(三) 情報課

(1) 情報ノ蒐集

(2) 放送其ノ他ノ啓發宣傳



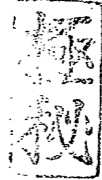
對支院本廳組織

總 裁 副 總 裁 總 務 官 長																					
		官房 (課長)		政務部 (三課)			經濟部 (四課)			文化部 (三課)		技術部 (課長)									
		總務課		指導課		調查課		總務課		產業課		金融課		交通課		總務課		厚生課		情報課	
合計																					
六																					
七																					
一〇																					
七	七																				
二																					
二																					
五三	一	四	四	五	四	四	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
一一	一一																				
四																					

(×印ハ内課配置)

- 編 譯 係 二 箇 之 間 路
  - 在 支 院 解 任 一 係 兼 二 箇 之 間 路
  - 對 支 院 本 廳 設 置
  - 在 支 院 設 置
- (後果ト同様ニスルニト)
- (後果ト同様ニスルニト)
- (後果ト同様ニスルニト)





6

對支院關係勅令案

(昭和十三年十月三十日)

M-0066



目次

- 一、對支院官制案
- 一、對支委員會官制案
- 一、對支院支廳官制案
- 一、高等官官等俸給令中改正ノ件
- 一、文官任用令中改正ノ件
- 一、奏任文官特別任用令中改正ノ件
- 一、對支院ノ職員ノ特別任用ニ關スル件
- 一、大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級陞級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件
- 一、現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ對支院ノ部長若ハ調査官又ハ對支院支廳ノ長官若ハ次長ニ專任セラレタル者ニ關スル件



對  
支  
院  
官  
制  
案

( 〇 三 〇 一 〇 三 一 )

M-0066

0131

對支院官制

第一條 支那事變中内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ對支院ヲ置キ左ノ事務

ヲ掌ラシム但シ外交ニ關スル事項ハ之ヲ除ク

一 支那事變ニ當リ支那ニ付處理ヲ要スル政治、經濟及文化ニ關スル事務

二 前號ニ掲グル事項ニ關スル諸政策ノ獨立ニ關スル事務

三 支那ニ於テ事業ヲ爲スヲ目的トスル特別法律ニ依リ設立セラレタル會社ノ業務ノ監督並ニ支那ニ於テ事業ヲ爲ス會社ノ支那ニ於ケル業務ノ統制ニ關スル事務

四 各廳ノ支那ニ關係スル行政事務ノ統一保持ニ關スル事務

第二條 對支院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁	
副總裁	四人
總務長官	一人 勅任
部長	三人 勅任
秘書官	專任一人 奏任
書記官	專任六人 奏任
調査官	專任七人 奏任
事務官	專任十人 奏任
技師	專任七人 奏任
通譯官	專任二人 奏任
理事官	專任二人 奏任



屬 專任五十二人 判任  
技手 專任十一人 判任  
通譯生 專任四人 判任

總務長官ニハ親任官ノ待遇ヲ賜フ

第三條 前條ノ職員ノ外内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ

中ヨリ内閣ニ於テ事務官ヲ命ズルコトヲ得

第四條 對支院ニ總裁官房及左ノ三部ヲ置ク

政務部

經濟部

文化部

對支院ニ外ニ技術部ヲ置クコトヲ得之ヲ置キタル場合ニ於テ其ノ部

ノ長ハ勅任技師ヲ以テ之ニ充ツ

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

第五條 第一條ノ事務ニ關スル重要事項ニ付關係各廳間ニ於ケル連絡

處理ノ爲對支院ニ連絡委員會ヲ附置ス

連絡委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス會長ハ總務長官ヲ

以テ之ニ充テ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中

ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

連絡委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官

ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ奉ケ庶務ヲ整理ス

第六條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ院務ヲ統理シ所部ノ職員

ヲ統督シ判任官ノ進退ヲ專行ス



第七條 副總裁ハ外務大臣、大藏大臣、陸軍大臣及海軍大臣ヲ以テ之ニ充ツ總裁ヲ輔佐ス

第八條 總務長官ハ總裁ヲ佐ケ院務ヲ掌理ス

第九條 部長及技術部ノ長ハ上官ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理ス

第十條 秘書官ハ總裁ノ命ヲ承ケ機密ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 書記官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十二條 調査官ハ上官ノ命ヲ承ケ調査、審査及立案ヲ掌ル

第十三條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十四條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十五條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ翻譯及通辯ヲ掌ル

第十六條 理事官ハ上官ノ命ヲ承ケ庶務ヲ掌ル

第十七條 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第十九條 通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ翻譯及通辯ニ従事ス

第二十條 別ニ定ムル所ニ依リ必要ノ地ニ對支院支廳ヲ置ク

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

0134

理由

日支提携シ東亞永遠ノ平和ヲ確立スルハ我國不動ノ國策ニシテ其ノ目的ヲ達センガ爲ニハ獨リ武力ノ發動ニ俟ツノミヲ以テ足レリトセズ汎ユル方法ト手段トヲ綜合シ支那民衆ヲシテ日支提携ノ必要ト其ノ合理性トヲ自覺セシメザルベカラズ、之ガ爲ニハ各校ノ力ヲ統合使用シ長期ニ亘リテ之ヲ持續セザルベカラズ、然ルニ現存機關ハ他ノ權限ヲ主トシ、力ヲ此ノ目的ノ爲ニ集中スルコト能ハザルノミナラズ、此ノ種對支事務ニシテ既存機關ニ依リテ處理セララルニ適セザルモノモ亦尠ナカラズ而モ事務ノ内容ハ廣汎複雑、相互密接ニ關聯アルヲ以テ之ガ統一調理ノ爲ニハ勢ヒ單一ナル系統ニ屬スル機關ノ新設ヲ見ザルベカラズ是レ茲ニ内閣ニ對支院ナル特立機關ヲ設置シテ専ラ此ノ事務ニ當ラシメントスル所以ナリ

對支委員會官制案

(一三・一〇・三〇)

M-0066

0135



22  
級

對支委員會官制

第一條 對支委員會ハ内閣總理大臣ノ監督ニ屬シ對支院總裁ノ諮問ニ應  
ジ對支院ノ權限ニ屬スル事務中重要事項ヲ調査審議ス  
對支委員會ハ前項ニ關シ對支院總裁ニ建議スルコトヲ得

第二條 對支委員會ハ委員長及委員 人以内ヲ以テ之ヲ組織ス  
委員長ハ對支院總裁ヲ以テ之ニ充テ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ  
關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第三條 委員長ハ會務ヲ總理ス  
委員長事故アルトキハ委員長ノ指命スル委員委員長ノ職務ヲ代理ス  
第四條 對支委員會ニ幹事若干人ヲ置ク  
幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承

ケ會務ヲ整理ス

第五條 對支委員會ノ庶務ハ對支院之ヲ行フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



理由

對支院設置ニ件ヒ朝野ノ遠識經驗者ヲ集メ支那ニ關スル重要事項ニ付討  
議建策セシメ對支行政ニ誤ナカラシムル爲對支院總裁ノ諮問機關トシテ  
本委員會ヲ設置セントス



對支院支廳官制案

(昭和二三・一〇・三〇)

M-0066

0177

對支院支廳官制

第一條 對支院支廳ハ支那ニ於ケル對支院ノ事務ヲ分掌シ兼ネテ日支聯盟委員會ニ關スル事務ヲ掌ル

支廳ヲ置ク地竝ニ各支廳ノ名稱及管轄區域ハ內閣總理大臣之ヲ定ム

第二條 各支廳ニ左ノ對支院職員ヲ置ク但シ支廳ニ依リ其ノ一部ヲ缺ク

コトヲ得

支廳長官

勅任

支廳次長

勅任

書記官

調査官

事務官

技師

通譯官

理事官

屬

技手

通譯生

各支廳ニ屬セシムベキ前項ノ職員ノ定員ハ別ニ之ヲ定ム

第一項ノ職員ノ外各支廳ニ對支院官制第三條ノ規定ニ依ル事務官ヲ置ク

第三條 各支廳ニ參與ヲ置キ廳務ニ參與セシム

支廳參與ハ內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ學識經驗アル者ノ中ヨリ內閣ニ



於テ之ヲ命ズ

第四條 各支廳内ノ分課ハ對支院總裁ノ認可ヲ受ケ支廳長官之ヲ定ム

第五條 第一條ノ事務ニ關スル重要事項ニ付支廳ノ所在地方ニ於ケル關係各廳間ノ事務連絡處理ノ爲支廳ニ連絡委員會ヲ附置ス

連絡委員會ハ會長及委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス會長ハ支廳長官ヲ以テ之ニ充テ委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及支廳參與ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

連絡委員會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第六條 支廳長官ハ對支院總裁ノ命ヲ承ケ廳務ヲ統理シ所部ノ職員ヲ指揮監督ス

第七條 支廳次長ハ支廳長官ヲ輔佐シ廳務ヲ掌理ス

第八條 内閣總理大臣ハ必要ノ地ニ支廳ノ出張所ヲ置クコトヲ得

第九條 支廳長官及出張所ノ長ハ軍事及警備ニ關係ヲ有スル事項ニ付テハ各其ノ地方ニ於ケル陸軍及海軍ノ最高指揮官ノ區處ヲ受ケ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

高等官官等俸給令中改正ノ件

(一三・一〇・三〇)

M-0066

0142

理由  
對支院設置ニ伴ヒ其ノ高等官職員ニ付官等俸給ノ定ヲ爲スノ必要アル  
ニ依ル

高等官官等俸給令中左ノ通改正ス

第八條中「帝國大學總長」ノ前ニ「對支院總務長官」ヲ、「關東局總長」ノ次ニ「對支院支廳長官」ヲ、「內閣情報部長」ノ次ニ「對支院部長」ヲ加フ

第十四條中「內閣情報部書記官」ノ次ニ左ノ如ク加フ

對支院總裁秘書官

對支院書記官

對支院調査官

對支院事務官

第十五條中「企畫院理事官」ノ次ニ左ノ如ク加フ

對支院通譯官

對支院理事官

別表第一表內閣ノ部ニ左ノ三項ヲ加フ

		對支院總務長官
	同上	
	對支院部長	
	對支院技師	

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス





文官任用令中改正ノ件

(一三・一〇・三〇)

M-0066

0145

文官任用令中左ノ通改正ス

第三條ノ二中「企畫院部長」ノ次ニ左ノ如ク加フ

對支院總務長官

對支院部長

對支院文藝長官

對支院文藝次長

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理由

對支院ノ總務長官及部長並ニ同院支廳ノ長官及次長ハ其ノ職務ニ鑑ミ  
企畫院次長等ト同ジク勅任文官ニ任用セララルベキ通常ノ資格ヲ有セザ  
ルモ、其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スルトキハ其ノ者ノ中ヨリモ  
高等試験委員ノ銜ヲ經テ之ヲ任用シ得ルノ途ヲ拓カントス

奏任文官特別任用令中改正ノ件

(一三・一〇・三〇)

M-0066

0148

奏任文官特別任用令中左ノ通改正ス  
「企畫院理事官」ノ次ニ「對支院理事官」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

理 由

對支院設置ニ伴ヒ同院理事官ハ其ノ性質ニ鑑ミ之ニ特別任用ノ途ヲ  
拓クノ要アリ

對支院ノ職員ノ特別任用ニ關スル件

對支院ノ職員ノ特別任用ニ關スル件

(一三・一〇・三〇)



對支院ノ職員ノ特別任用ニ關スル件  
對支院調査官ハ其ノ職務ニ必要ナル學識經驗ヲ有スル者ノ中ヨリ高等  
試験委員ノ銜ヲ經テ特ニ之ヲ任用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

M-0066

0151

大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級  
陞叙ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

(一三・一〇・三〇)





大正二年勅令第二百六十二號任用分限又ハ官等ノ初級  
階級ノ規定ヲ適用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

大正二年勅令第二百六十二號中左ノ通改正ス

第二條中「企畫院調査官、」ノ下ニ「對支院調査官、」ヲ加フ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ對支院ノ部長若ハ調査官又ハ  
對支院支廳ノ長官若ハ次長ニ專任セラレタル者ニ關スル件

(一三・一〇・三〇)

現役ニ在ル陸海軍武官ニシテ對支院ノ部長若ハ調査官又ハ對支院支廳ノ  
長官若ハ次長ニ專任セラレタル者ハ現役トス  
前項ニ規定スル者ハ陸海軍ニ於テ之ヲ定員外ト爲シ陸海軍ノ在職者ニ關  
スル規定ヲ準用ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

埋 由

對支院ノ部長及調査官竝ニ對支院支廳ノ長官若ハ次長ニハ其ノ特殊事情  
ニ鑑ミ陸軍又ハ海軍ノ現役武官ヲモ之ニ專任スルノ必要生ズベキヲ以テ、  
其ノ者ハ之ヲ定員外トシ尙現役ニ留ラシムルノ要アリ

對支院官制案ニ對スル拓務省ノ希望事項

一、對支院設置ニ伴ヒ拓務省官制ヲ改正シ支院ニ於ケル拓務事業ノ指導機關事務ヲ創設スルハ開院設置ノ趣旨ニ備ヒ巴ムヲ得ザルキ現在拓務省ノ所管ニ屬スル日本棉花栽培協會及東亞南洋協會ニ關スル事務ハ右協會設立ノ趣旨ト適合ニ於ケル事業運行ノ實績トニ鑑ミ從來通拓務省ニ於テ統一處理スルヲ適當ト認ムルヲ以テ別紙案ノ通函議決定ヲ爲シ之ガ趣旨ヲ明瞭ナラシムルコト

對支院官制案ニ對スル拓務省ノ希望事項

一、對支院設置ニ伴ヒ拓務省官制ヲ改正シ支院ニ於ケル拓務事業ノ指導機關事務ヲ創設スルハ開院設置ノ趣旨ニ備ヒ巴ムヲ得ザルキ現在拓務省ノ所管ニ屬スル日本棉花栽培協會及東亞南洋協會ニ關スル事務ハ右協會設立ノ趣旨ト適合ニ於ケル事業運行ノ實績トニ鑑ミ從來通拓務省ニ於テ統一處理スルヲ適當ト認ムルヲ以テ別紙案ノ通函議決定ヲ爲シ之ガ趣旨ヲ明瞭ナラシムルコト

拓務省

三、臺灣總督府ノ兩支院ニ對スル特殊地位ニ鑑ミ今後ノ對南支工作ハ臺灣總督府ニ於テ對支院ノ統制ノ下ニ臺灣統治上必要ナル事項並ニ臺灣ノ人的及物的資源ヲ活用シ施設經營セシムルヲ適當トスル事項ヲ適當處理シ得ルコトトシ別紙案ノ通函議決定ヲ爲シ右趣旨ヲ明瞭ナラシムルコト

四、對支院ト拓務關係機關トノ連絡保持ニ付テハ左記事項ヲ考慮スルコト

- (1) 對支委員會委員ニハ拓務次官、朝鮮總督府政務總長、臺灣總督府總務長官及内外地ノ拓務關係民間學識經驗者ヲ加フルコト

タイプライター用紙 (赤澤納)

(日本標準規格B4)

自署の  
中記  
原案  
福中

局長

(四)連絡委員会ニハ拓務省ヨリ委員ヲ任命シ外地トノ連絡ハ拓務省之ニ當ルコト

(三)支廳參與ニハ朝鮮及臺灣ニ於ケル學識經驗者ヲ加フルコト

(二)支廳連絡委員会ニハ朝鮮總督府及臺灣總督府並ニ外地關係支廳參與ヨリ委員及幹事ヲ任命スルコト

五對支院及對支院支廳ニハ拓務(省及外地官)廳ヨリ拓殖行政ニ經驗アル者ヲ職員トシテ推薦シ對支事務遂行ニ協力スルコト

拓務省

タイプライター用紙 (臺灣製)

(日本標準規格B4)

0158

M-0066

11

對支院官制施行ニ付テ關聯了事務項

一 對支院官制施行ニ付テ關聯了事務項

現在拓務省所管ノ日本棉花協會及東亞棉花協會ニ關スル事務ヲ會マザルモノト解釋スルコト

二 南支那ニ對スル事務ニ付テハ南支那事務官ニ於テハ臺灣統治上必要ナル事項及ニ臺灣ノ地位ヲ活用シ施設經營セシムルヲ適當トスル事項ハ對支院ト密接ナル連絡ノ下ニ之ヲ行フヲ得ルコト

臺灣總督府ニ於テ

拓務省

タイプライター用紙 (赤澤納)

(日本標準規格B4)

M-0066

0159

管理局長



附帶開議了解事項

- 一 興亞院ト關係各廳トノ間ノ權限分界ハ別ニ協定スル所ニ依ル
- 二 軍事及警備ニ關シ支那側關係機關ニ對シテ爲ス指導ハ陸海軍各最高指揮官其ノ任務及協定ニ基キテ之ヲ爲スモノトス
- 三 興亞院ノ指導ハ右ノ範圍外ニ於ケル政務ニ關スルモノトス
- 四 興亞院連絡部ハ實質的ニハ興亞院ノ現地支應タルベキモノニシテ新支那建設ニ關スル政治、經濟及文化ニ關スル事務ヲ取扱フモノトス
- 五 將來現地ノ事情之ヲ許スニ到レバ名實共ニ興亞院現地機關タルベキモノトス

拓務省

- 四 興亞院連絡部ノ次長以下ノ職員ニハ必要アルトキハ現地陸海軍ノ司令部等ニ屬スル連任者タル武官ヲシテモ之ヲ兼務セシムルコトヲ得
- 五 陸海軍各最高指揮官ガ交通、通信又ハ航空ノ會社等ニ對シテ軍上必要ノ要求又ハ監督ヲ爲スハ別ニ協定スル處ニ依ル

タイプライター用紙 (赤澤製)

(日本標準規格B4)

M-0066







興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界

昭和十三年十一月十八日閣議了解事項一ニ依ル興亞院ト關係各廳トノ間ノ事務分界ハ左ノ通トス

支那ニ關スル事務ハ興亞院ニ屬スルモノト關係各廳ニ屬スルモノトヲ間ハズ凡テ相互ニ密接ノ關係アルヲ以テ之ガ處理ニ當リテハ各廳ノ間ニ良ク連絡協調ヲ保チ以テ其ノ圓滑ナル遂行ヲ圖ルモノトス

(一) 興亞院ト外務省トノ事務分界

興亞院ニ移管セラルベキモノ

(1) 諸學校

支那現地ニ於ケル支那人教育機關及日本ニ於ケル支那人ノミノ教育機關竝ニ支那ニ於テ活動スル人物ノ養成ヲ目的トスル支那現地ノ日本人教育機關(東亞同文書院ヲ除ク)

(2) 學術研究機關

現代支那ノ政治經濟文化及産業開發ニ密接ナル關係ヲ有スル研究所其ノ他ノ研究施設

(3) 醫療・衛生・防疫・救恤ニ關スル施設

支那ニ於ケル此ノ種施設及日本内地ニ於テ支那人ヲ主タル對

象トシテ行フ此等ノ施設

- (4) 日支文化協力ヲ目的トスル日本ニ於ケル各種團體ニシテ支那現地ニ於ケル事業ト一系統ヲ爲シ之ト密接ノ關係ヲ有スルモノ

- (5) 其ノ他支那ニ於ケル文化助長ニ關スル事項

ニ 外務省ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル日本人ノ在外指定學校
- (2) 學術研究機關中主トシテ過去ニ於ケル支那文化研究ノ爲ニスル研究所其ノ他ノ研究施設
- (3) 日支文化協力ヲ目的トスル日本ニ於ケル各種團體ニシテ日本ノミニテ獨立シテ活動シ得ルモノ

- (4) 支那人ノ日本留學及日本人ノ支那留學ニ關スル事項

- (5) 日支兩國人相互視察ニ關スル事項

(二) 興亞院ト内務省トノ事務分界

一 興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 北京ニ於ケル警察官養成ニ關スル事項  
現ニ北京臨時警察學校教習所教授及技手ノ司掌事項

- (2) 上海都市計畫ノ樹立ニ關スル事項  
現ニ上海ニ出張セシメ居ル技師及技手ノ司掌事項

- (3) 支那現地ニ於ケル土木事業ニ關スル事項  
現ニ中支方面ニ出張セシメ居ル技師ノ司掌事項

ニ 内務省ニ屬スベキモノ

北京上海等ニ於ケル我國内治安ニ關係アル情報蒐集ニ關スル事務

(三) 興亞院ト大藏省トノ事務分界

興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 中國臨時政府及維新政府ノ通貨金融行政ノ内面指導ニ關スル事項

- (2) 中國聯合準備銀行ノ内面指導ニ關スル事項

- (3) 支那幣制ノ處置ノ内面指導ニ關スル事項

- (4) 海關ノ内面指導ニ關スル事項

- (5) 支那側普通銀行ノ内面指導ニ關スル事項

- (6) 支那ニ本店ヲ有スル日本側銀行ノ監督ニ關スル事項

大藏省ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル日本ノ外國爲替管理事務

- (2) 支那ニ於ケル日本ノ國庫事務

(四) 興亞院ト文部省トノ事務分界

興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 支那現地ニ於ケル氣象ノ觀測、調査及報告並ニ豫報ニ關スル事項

- (2) 支那側教育諸機關ノ内面指導ニ關スル事項

- (3) 支那側教育機關ニ對スル日本人教員ノ推薦ニ關スル事項

文部省ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル日本人諸學校ニ對スル在外指定學校トシテノ指定ニ關スル事項

- (2) 支那側教育機關ニ推薦スベキ日本人教員ノ銓衡ニ關スル事項

項

(五) 興亞院ト農林省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

支那ニ於ケル農産、畜産及水産ノ内面指導ニ關スル事項

二、農林省ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ノ保護助長ニ對スル内地ヨリノ協力ニ關スル事項

(2) 支那ニ於ケル農産、畜産及水産ニ關スル情報蒐集ニ關スル事項

(3) 青島ヨリ日本ニ輸入スル牛肉ノ出張検査ニ關スル事項

(六) 興亞院ト商工省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル物資配給ノ合理化ニ關スル事項

(2) 在支紡績工場等ノ復舊ニ關スル事項

二、商工省ニ屬スベキモノ

(1) 日本内地ノ物資調整實現ノ爲ニ必要ナル限度ニ於ケル支那ニ於ケル物資ノ移動計畫

(2) 支那ニ於ケル物資開發ヘノ内地ヨリノ協力

(七) 興亞院ト逓信省トノ事務分界

一、興亞院ニ屬スベキモノ

(1) 支那ニ於ケル郵政ノ内面指導ニ關スル事項

(2) 支那現地ノミノ間ノ電氣通信（放送ヲ含ム）ノ内面指導ニ

關スル事務

- (3) 支那現地ノミノ間ノ航空ノ内面指導ニ關スル事務
  - (4) 支那現地ノミノ間ノ海運ニ關スル事務
  - (5) 前各號ノ事業ニ關スル在支第三國權益ノ處理
- ニ  
遞信省ニ屬スベキモノ

- (1) 日支間ノ郵便ニ關スル事務
- (2) 日支間ノ電氣通信（放送ヲ含ム）ニ關スル事務
- (3) 日支間ノ航空ニ關スル事務
- (4) 日支間ノ海運ニ關スル事務
- (5) 日支間ノ海運ニ關スル事務

右(1)乃至(4)ニ付テハ興亞院ニ協議スベキモノトス

(5) 對支海運會社（假稱）ノ監督

但シ支那ニ於ケル業務ノ統制ハ興亞院之ニ行フ

(八) 興亞院ト鐵道省トノ事務分界

一

興亞院ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル鐵道ノ復舊整備及經營ノ統制其ノ他鐵道ノ處理ニ關スル事項

二

- (2) 支那ニ於ケル鐵道ノ所要物資及人員ノ調整ニ關スル事項  
鐵道省ニ屬スベキモノ

- (1) 支那ニ於ケル鐵道ノ所要物資及人員ノ調整ニ關スル内地ヨリノ協力ニ關スル事項

事項

- (2) 日滿支ニ亘ル輸送連絡ノ爲ニスル支那鐵道ノ調査ニ關スル

(九) 興亞院ト拓務省トノ事務分界

一 興亞院ニ移管セラルベキモノ

支那ニ於ケル拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務

三 拓務省ニ屬スベキ事項

日本棉花栽培協會及東亞綿羊協會ニ關スル事務

但シ支那ニ於ケル棉花ノ開發及綿羊ノ改良増殖ニ關スル計

畫ノ樹立竝ニ現地ニ於ケル棉花栽培及綿羊飼育ノ指導獎勵

ニ關スル事務ハ右一ニ依リ興亞院ニ於テ之ヲ處理スルモノ

トス

三 南支那ニ對スル事務ニシテ臺灣統治ニ關シ必要ナル事項及臺灣

ノ地位ヲ活用シ施設經營スルヲ適當トスル事項(殊ニ福建省ニ

於テ從來臺灣總督府ノ施設セル事項)ハ當分ノ間臺灣總督府ニ

於テ從前通之ヲ行フモノトス

但シ將來右ノ地域ニ興亞院現地機關ノ設ケラルル場合ニハ臺

灣總督府職員トノ間ニ相互兼任等ノ方法ヲ講ジ兩機關ノ對立

ヲ避クルヲ適當ト認ム

ヲ避クルヲ適當ト認ム

貿易省（假稱）ノ權限ニ關スル要綱 昭和十四年十月三日

第一 貿易省（假稱）ノ權限

- 一 貿易大臣ハ左記ノ事項ニ關スル事務ヲ管理スルモノトスル
- (一) 通商貿易（外交事務ニ屬スルモノヲ除ク）
- (二) 輸出振興
- (三) 纖維工業品、輸出工業品及重要輸出雜工業品
- (四) 稅關事務
- (五) 外國爲替

註一 輸出振興ニ關スル事務ハ概ネ左記ノ事項トスルコト

- (イ) 輸出助成ニ關スル事項
- (ロ) リンシ制ニ關スル事項
- (ハ) 現在ノ輸出振興株式会社ノ如キ輸出用原材料ノ配給機構ノ指導監督ニ關スル事項（但シ輸出農、林、畜、水産物ノ集荷機關ニ於テ其ノ原材料ノ配給ヲ行フ如キ場合ヲ除ク）
- (ニ) 特定輸出品ノ生産者、販賣業者、加工業者又ハ輸出入業者若ハ是等ノ者ノ團體ヨリ成ル機構ニシテ當該輸出品ノ數量ノ確保又ハ價格ノ規正若ハ其ノ一手買受及販賣ヲ目的トスルモノノ指導監督ニ關スル事項（但シ輸出農、林、畜、水産物ノ集荷機關ニシテ輸出入業者又ハ其ノ團體ヲ含マザルモノハ之ヲ除ク）
- (ホ) 前二號ニ掲グルモノヲ除クノ外計量輸出品額ノ確保ヲ目的トスル機構ノ指導監督ニ關スル事項

註二 纖維工業品中生絲ニ付テハ輸出生絲ノ検査後ノ事務

但シ農林省ハ生絲ノ配給及輸出生絲ノ検査ニ付テハ貿易省ト緊密ナル連絡ヲ保ツ爲適當ナル措置ヲ講ズルコト

二 大使館商務參事官等（主トシテ貿易ニ從事スル領事官等ヲ含ム）ハ之ヲ廢止シ之ニ代ヘ商務官（假稱）等貿易省職員ヲ外國ニ駐在セシメ大使館、公使館又ハ領事館附ヲ命ズルコト  
前項ノ商務官（假稱）等ハ在外公館ノ職員ヲモ兼任セシメ得ルコト  
第一項ノ職員ヲ駐在セシメザル地ニ在リテハ其ノ地ノ在外公館ノ職員ノ中ヨリ貿易省ノ海外駐在職員ヲ兼ネシムルコトヲ得ルモノトスルコト

附記 (イ) 商務官（假稱）等ノ任免等ニ付テハ貿易大臣ニ於テ外務

大臣ト協議ノ上其ノ手續ヲ取ルコト

(ロ) 商務官（假稱）等ノ勤務地ニ付テハ外務大臣ト協議ノ上

貿易大臣之ヲ定ムルコト

三 貿易大臣ハ其ノ主管事務ニ付朝鮮總督府ノ事務ヲ統理シ臺灣總督

樞太廳長官及南洋廳長官ヲ監督スルモノトスルコト

貿易大臣ハ外地關係ノ事務ニシテ重要ナルモノニ付拓務大臣ニ協議（又ハ經由）スルコト

附記 貿易省ト拓務省ト緊密ナル連絡ヲ圖ル爲適當ナル措置ヲ講ズルコト

第二 各省ヨリ貿易省ノ權限ニ移スベキ事務

左ノ事務ハ各省ヨリ貿易省ニ移管統合スルモノトスルコト



一 外務省關係

通商局所掌事務中

純外交事務ヲ除クノ外全部（通商交渉ノ内容タル事項ノ統轄、情報及資料ノ蒐集頒布等ハ貿易省之ニ當リ交渉及條約等ノ締結ハ外務省之ニ當ルモノトスルコト尙通商條約等ノ實施ニ付テモ右ニ準ズルコト）

二 大藏省關係

(一) 爲替局所掌事務ノ全部

附記 大藏省ノ金融統制ニ關スル事務トノ連絡等ニ付テハ適當ナル措置ヲ講ズルコト

(二) 主稅局所掌事務中關稅課ノ事務ノ一部

(三) 稅關

但シ關稅及噸稅ノ賦課徵收ニ付テハ大藏大臣ノ指揮監督權ヲ認ムルコト

(四)

(1) 日本銀行ハ其ノ取扱フ外國爲替管理法ノ施行ニ關スル事務ニ付貿易大臣ノ監督ヲ受クルモノトスルコト

(2) 橫濱正金銀行ハ貿易大臣ト大藏大臣トノ共管トスルコト

三 農林省關係

(一) 蠶絲局所掌事務中絲政課ノ事務ノ一部

(二) 前號ニ掲グルモノヲ除クノ外農、林、畜、水產物ノ輸出入ニ關スル事務ノ一部及輸出振興ニ關スル事務

四 商工省關係

- (一) 貿易局所掌事務ノ全部
- (二) 纖維局所掌事務

但シ紙、パルプ、人造羊毛、ナイロン等新興化學工業ニ屬ス  
ルモノヲ除ク

- (三) 化學局所掌事務中

無機課ノ輸出工業品ニ關スル事務

- (四) 監理局所掌事務中

取引課ノ棉花、綿絲、綿布、人造絹絲及生絲ノ取引所ニ關スル事  
務ニ付テハ別途考究ノ結果ニ俟ツコト

- (五) 本省及燃料局所掌事務中

前各號ニ掲グルモノヲ除クノ外重要輸出雜工業品ニ關スル事務、

輸出入ニ關スル事務ノ一部及輸出振興ニ關スル事務

附記 貿易管ト農林商工兩省ト緊密ナル連絡ヲ圖ル爲テ適宜ナル措置  
ヲ講ズルコト

五 拓務省關係

朝鮮部及殖産局所掌事務中(一)貿易 (二)輸出振興 (三)纖維工業品、輸  
出工業品及重要輸出雜工業品 (四)關稅及噸稅 (五)外國爲替ニ關スル  
事務

秘

貿易有關係

諒解事項

司計課關係

一、朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮簡易生命保險、臺灣總督府、臺灣官設鐵道用品資金、臺灣米穀移出管理、樺太廳、南洋廳各特別會計ノ所管大臣ハ從前ノ通拓務大臣トス但シ貿易大臣ノ主掌事務ニ關係アル事項ニ付テハ貿易大臣ニ協議又ハ經由スルモノトス

拓務省

(昭和十四年四月)

タイプライター用紙 (背用紙)

(日本標準規格 B. 4)

M-0066

外地  
關係

本表、貿易事務 (長、二、權、角)

外子為替事務 (長、二、權、角)

關稅事務 (長、二、角)

外債事務 (長、二、權、角)

百  
務  
書

M-0066

0172



極秘

一〇ノ五

海防省後置案

一〇・九月文書後置案

拓務省

マイプライター用紙 (雷田納)

(日本標準規格 B4)

M-0066

0174

海外省設置要綱

今次事變ハ幾多ノ影響ヲ經テ今日ノ事變、即チ東亞新秩序ノ建設ニ進  
ミタルモノニシテ、此ノ状態ハ従前我國ノ意圖セル所請事變進展ト異  
フガ如キモノニ非ズ、全ク新ナル形勢ト謂ヘザルベカラズ。此ノ事變  
ニ對處シ以テ萬全ヲ期スルガ爲メハ、宜シク内外兩政ニ互ツテ着手ス  
ル國策ヲ樹立シ、此ノ國策ノ下ニ一歩漸レザル國政ノ運用ヲナスベキ  
コト論ヲ要セザル所、須カラク政府ハ大東亞の地ニ立チ國政ノ積極的  
改革ヲ斷行スルノ覚悟ナカルベカラズ。然ラザレバ曠日持久時局ヲシ  
テ益々不安ナラシメ、遂ニ國民ヲシテ政府顯ムニ足ラズトノ念ヲ地方  
シムル虞アリ。仍テ先ヅ我國ノ海外の態度ヲ確定スルト共ニ、對内的

拓務省

ニハ克ク長期建設ヲ進行スルニ足ルベキ組織ノ完備ヲ期セザルベカラ  
ズ。国力ナル海外省ノ新設ハ並シ此ノ重大新事變ニ對シテ國政改革ノ急  
務ニ即座セズメントスルモノニ外ナラズ。依テ以テ海外拓行政ト買  
易行政ヲ統合一元化シ我ガ大陸及南方ノ兩方策ヲ樞軸トスル對外的海  
外政策ノ樹立進行ヲ急カラスムルヲ得ベシ。其ノ要綱左ノ如シ。  
一 全寮院ヲ改組強化シテ現在對露事務局ノ管掌スル對露政策ノ統一保  
持及與亞院ノ管掌スル對支政策ノ統一保持ヲ之ニ移管シ全寮院ヲシ  
テ眞ニ内外兩政ニ互ル國策ノ統合機關トラシム。  
二 海外拓行政ト貿易行政ノ統一機構ヲ樹シ併セテ外地行政ノ監督ヲ  
掌ラシムル爲強力ナル海外省ヲ新設シ左ノ事項ヲ管掌セシム。

タイプライター用紙(菅田製)

(日本標準規格B5)

M-0066



- (1) 現在各省ニ分屬スル貿易關係事務
- (2) 現在拓務省ノ管掌スル事務
- (3) 對滿事務局ノ管掌スル事務並ニ對滿政策ノ統一保持ヲ除ク
- (4) 興亞院ノ管掌スル支那拓殖事業並ニ北支那開發、中支那振興兩會社ノ監督事務
- (5) 外務省ノ管掌スル移民ニ關スル教育、宗教及衛生事務
- (6) 農林省ノ管掌スル北洋及遼洋漁業ニ關スル事務
- (7) 商工省ノ管掌スル北洋太等ニ於ケル石炭及石油鑛業ニ關スル事務
- 右ニ伴ヒ對滿事務局、興亞院及拓務省ヘ之ヲ廢止ス。

拓務省

海外省設置理由

以下海外省設置ノ理由ヲ分説スルコト左ノ如シ。

一 國內政策、對滿政策ノ統一保持及對支政策ノ統一保持ヲ各々別個ノ機關ヲシテ行ハシムルニ於テハ内外兩敗ニ互リ國策統合機關ノ分設ヲ増大シ國策一元化ノ目的ニ背反スルコト大ナリ。仍テ國內政策及對滿對支兩政策等ヲ一括處理セシムル爲金整院ヲ改組強化シ之ヲシテ内外全國策ノ綜合統一機關ヲラシメ名實共ニ同院設立ノ根本趣旨ニ徹セシムルノ要アリ。

二 移民植民及海外拓殖事業ト貿易トハ等シク海外ニ關スル国力ノ伸張ニシテ相互密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ之ヲ行政機關ヲ一元化シテ其

マイブライム1用紙 (古田納)

(日本標準規格D4)

M-0066





後  
1. 陸軍省  
2. 海軍省  
3. 陸軍省  
4. 陸軍省  
5. 陸軍省  
6. 陸軍省  
7. 陸軍省  
8. 陸軍省  
9. 陸軍省  
10. 陸軍省

ノ強力ナル統一的發展ヲ期スルノ要アリ。  
其要ニ海外開拓ニ關スル行政ニ於テモ諸事務局、農工商、海防、外務省、農林省、商工省等ニ分屬スルニ於テハ相互ノ連絡統一ヲ図キ政策ノ樹立並ニ實行上支障ヲカラス。即チ  
(1) 或ル特定地域ヲ目標トシテ綜合的發展方針ヲ講ゼントスル場合同地域ニ對シ二個以上ノ行政機關ガ併立スルトヤハ方針ノ樹立並ニ實行上遺憾ノ點アルコト  
(2) 地域ニヨリ拓殖行政機關ガ相分立スルコトハ各々其ノ管掌スル地域ノミノ拓殖ハ之ヲ企畫シ又實行シ得ベキモノ有ハ他ノ海外企畫トノ關係ニ於テ考察シ統合調整ノ要アルコト

拓 務 省

(4) 行政機關ノ複雜化スルニ伴ヒ得難可成其ノ他ノ民間拓殖機關ニ對スル監督權限ヲ各屬ニ分屬シ從テ其ノ指導監督ニ支障ヲ來ス快アルノミナラス民間ノ拓殖機關相互ニモ連絡統一ヲ缺ク之ガ機能活用上不經濟ナルハ勿論海ヲ相互間ニ無用ノ樹立並ニ廢成スル虞アルコト  
(5) 行政官廳間ニ於テモ調査、情報ノ蒐集等ニ二重ノ浪費ヲ爲スコトアリ且所管等々無用ノ組織ヲ増シ甚ヤコト等是ナリ。  
同海外開拓行政ハ其ノ性質上必然的ニ對外的考慮ヲ必要トシ對手段乃至第三種ニ對シ無用ノ利費ヲ與ヘザル為ニ地域ト事業ノ組織如何ニ依

タニフライスター用紙（吉田納）

(日本標準規格B4)

M-0066

リテハ其ノ表面化ヲ防止スルノ要アリト雖モ一面外交衝動等ノ制  
制ヲ受ケ得難クシテニ雖モコトハ雖モ之ヲ善メザルベカラザルヲ以テ  
之ガ行政機關ハ外交機關ヨリ獨立セシメ機關相互ノ關係ナル運輸ヲ  
關リ中至健全ナル發達ヲ期スルニト肝要ナリ。尙又時ト場合ニ依リ  
テハ民間會社ノ形式ニ於テ建設スルヲ適當トスルコトアルベク此ノ  
場合ニ備ミルモ此等會社ヲ監督スベキ官廳ヲシテ管理セシムルヲ妥  
當トス。

其外地ニ於ケル綜合行政ハ内政ニ關シテハ總之ヲ專横スルノ要アリト  
雖モ貿易並ニ移民及海外通商等事ハ行政ニ關シテハ内地ト一  
元的ニ統制スルノ必要ナルヲ認ム。因テテ海外省ハ海外行政ヲ管掌

拓 務 省

シ外地行政ヲ其ノ監督下ニ置クモ内地ノ内政ト外地ノ綜合行政トノ  
紛争ヲ生ゼザルベキヲ以テ海外大臣ハ外地ノ利益ヲ内地ニ代表スル  
コトヲ得ベシ。仍テ外地行政ノ監督ヲ海外省ヨシテ管理セシムルノ  
要アリ。

タイプライター用紙(背用紙)

CH 本標準規格 B.4)

M-0066

秘

海外省機構一覽

備考  
本件實施ニ當リテハ各省官制適用ヲ改正  
局ニ屬スル部分ヲ移シテハ各省官制適用ヲ改正  
トスルニ付テハ各省官制適用ヲ改正  
トスルニ付テハ各省官制適用ヲ改正

官房

秘書、文書及會計

總務局

第一部 一般海外行政ノ調査、整理、他國事務  
第二部 事務ニ係ル貿易獎勵、監視  
第三部 資金、爲替

鐵絲局

生絲及絹織品

水産局

漁業、漁船保護其ノ他水産

鐵道局

鐵道工業品 (絹織品ヲ除ク)

船貨局

鐵道輸送品 (水産品ヲ除ク)、海運輸送品  
海運輸送品 (水産品ヲ除ク)、海運輸送品  
海運輸送品 (水産品ヲ除ク)、海運輸送品

海外省

北方局

獎勵部 (移民)  
保護部 (移民)  
産業部 (海外拓殖事業)

支那局

經濟部  
文化部  
技術部

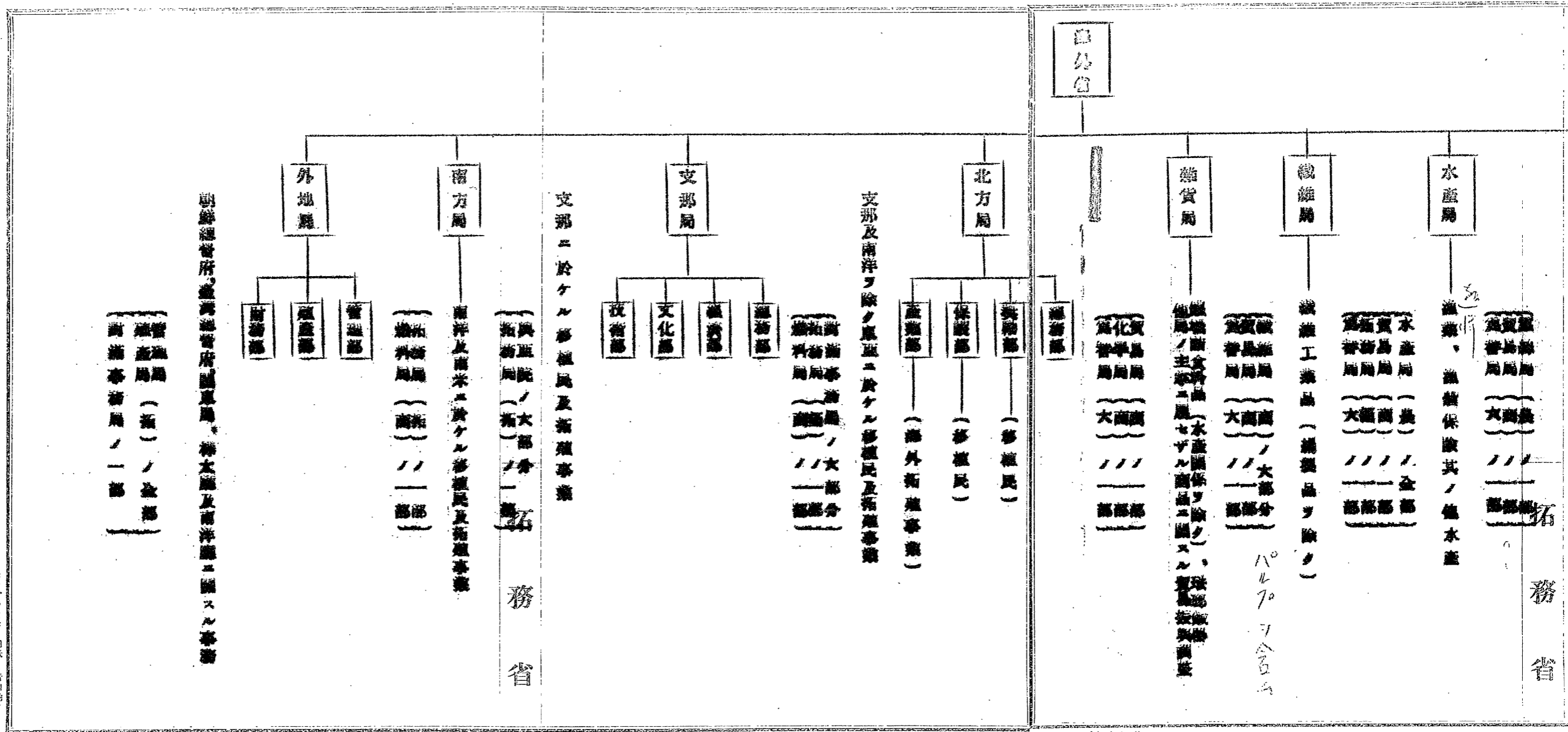
支那及南洋ヲ除ク東亞ニ於ケル移民及拓殖事業

海運輸送品、海運輸送品、海運輸送品

支那ニ於ケル移民及拓殖事業

(H 本館規格外)





(日本標準規格 B 4)

(日本標準規格 B 4)

M-0066

0100

極秘

海外省設置案理由書

今次支那事變ヲ機機トシテ我國ニ誤セラレタル未曾有ノ難局ヲ打開シ  
劃期的國運ノ隆昌ヲ實現センガ爲ニハ我國民ノ海外發展ヲ助長獎勵シ  
帝國ノ經濟的活動範圍ヲ擴大強化シ併セテ帝國存立上不可缺ノ資源ヲ  
海外ニ開發確保スルノ要緊切ナルモノアリ而シテ右目的ヲ最有效ニ實  
現センガ爲ニハ現下最重要ノ國策タル對滿、對支及對南方方針ニ對シ  
テ一貫セル方針ヲ確立實施セザルベカラズ從ツテ之ガ實施ノ爲ニハ右  
事項ヲ總括處理スルトコロノ強力ナル機關ヲ設置シ其ノ主班トシテハ  
充分ノ責任ト權限トヲ有スル國務大臣ヲ以テ之ニ充ツベキヲ最妥當ナ  
ル措施ト思惟ス

然ルニ吾國現行ノ行政機構ニ於テハ國民ノ海外發展ニ關スル事項ハ各  
機關ニ分掌セラレツツアリ即チ拓務省ニ於テハ移民ニ關スル事務及  
滿洲以外ニ於ケル海外拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ、對滿事務  
局ニ於テハ各屬對滿行政事務ノ統一保持ニ關スル事務及滿洲ニ於ケル  
拓殖事業ノ指導獎勵ニ關スル事務ヲ、農林省ニ於テハ臘虎臘納獸保護  
及遠洋漁業獎勵ニ關スル事務ヲ、商工省ニ於テハ海外ニ於ケル燃料資  
源開發ニ關スル事務ヲ各分掌シツツアルヲ以テ之等各機關ノ間ニ緊密  
ナル連絡ヲ保持シ統一アル方針ノ下ニ國民ノ海外發展ニ關スル事務ノ  
運行ヲ期スルコトハ現在ニ於テモ既ニ事實上極メテ困難ナルノミナニ  
ズ稍モセバ之等各機關ノ間ニ事務上ノ連絡ヲスラ惹起スルノ虞アリ  
ルニ今次事變ヲ機機トシテ吾國ニ誤セラレタル海外發展ノ立ニ關シ

之ガ事務處理ノ爲更ニ別個ノ機關ヲ創設スルトセバ斯ル個別的機關ニテハ實ニ其ノ意思ヲ國策トシテ充分ニ主張實施シ得ザルノミナラズ徒ニ各機關間ノ摩擦ヲ増加シ帝國ノ統一的海外發展方策ハ爲ニ支離滅裂ニ陥ルノ惧アリ

敘上ノ理由ニ基キ現在拓務省、對滿事務局、農林省及商工省ニ分掌セラレツツアル國民ノ海外發展ニ關スル事務ヲ統合シ、更ニ之ニ對支方策ノ樹立及實施ニ關スル事務ヲモ加ヘ之等ノ事項ヲ統一的見地ノ下ニ檢討シ、之ニ基キテ國民ノ海外發展ニ關シ綜合的國策ヲ樹立實施スルノ機關トシテ茲ニ強力ナル一省ヲ設置シ別紙方策案中組織要綱ノ如キ機構ヲ整備シ且其ノ長官ハ國務大臣ヲ以テ之ニ充テ以テ現下吾國ニ課セラレタル歴史的使命ノ遂行ニ邁進スルハ喫緊ノ要務ナリト認ム

尙朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳ノ各外地管理ニ關スル事務ハ現在拓務省及對滿事務局ニ於テ分掌シツツアルガ右ト同一ノ理由ニ基キ之ヲ一機關ニ統合スルト共ニ本事務ハ性質上國民ノ海外發展ニ關スル事務ト密接不可離ノ關係ニ在ルガ爲ニ之ガ處理ノ爲本省ニ外局トシテ外地局ヲ附置スルヲ適當ト認ム

仍テ茲ニ別紙ノ如ク海外省設置ニ關スル方策ヲ立案セルモノナリ

海外省（假稱）設置ニ關スル方策案

一、方 針

我帝國ノ大陸及南方ニ對スル進出發展ハ必然不可避ノ問題ニシテ我  
國策、國防ノ目標タリ從テ對支方策ノ樹立竝ニ之ガ實現ヲ期スルト  
共ニ南洋方面ニ對スル進出方策其他國民ノ海外發展全般ニ亘リ一貫  
セル國策ヲ確立シ且之ガ合理的ニシテ統一アル遂行實現ヲ圖ルハ刻  
下喫緊ノ要務ナリ、之ガ爲行政機構ニ付キ必要ナル整備改善ヲ企圖  
スルモノトス

二、要 領

(一) 我國現下ノ國策タル對滿、對支及對南方方策ノ強力ナル遂行ニ重  
點ヲ置キ之ガ統一的實行機關トシテ新ニ海外省ヲ設置ス

(二) 海外省ハ對支經濟開發ニ關スル事務、拓務省及對滿事務局ノ事務  
ヲ統合スルノ外性質上海外資源開發ニ關スル農林省ノ遠洋漁業ニ  
關スル事務、商工省ノ海外ニ於ケル燃料資源開發ニ關スル事務ヲ  
モ主管スルモノトス

(三) 外地行政ノ統轄事務ハ現在關東局ヲ除キ拓務省ノ所管スル處ナル  
ガ現下時局ニ鑑ミ益々之ガ擴充強化ヲ圖リ克ク國策的長地ニ立脚  
シ内外地ノ連絡統合ヲ實現スルノ要アルト又各外地ガ夫々國民ノ  
經濟的海外發展ノ據點トシテ好適ノ地位ニ在リ且現在着々實現ニ  
邁進シツツアリ外地管理ト海外發展トハ緊密不可分ノ關係ニ在ル  
ヲ以テ海外省ニ特ニ外局ヲ設ケ外地行政事務ヲ統理セシムルモノ  
トス

(四) 對滿、對支及對南方ノ諸方策ハ多分ニ軍事的重要ヲ包含スルヲ以テ之ガ機構ニ陸海軍武官ヲ適當ニ配置スルノ外民間有識ノ士ヲ登用スルノ途ヲ開ク爲メ特別任用ノ制度ヲ設クルモノトス

(五) 海外省ノ使命ノ重大ナルニ鑑ミ民間有識ノ士ヨリ顧問若干名ヲ命ジ拓務大臣ノ諮問ニ應ゼシムルノ方策ヲ講ズルノ外關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ヨリ參與若干名ヲ命ジ局務ニ參與セシムルモノトス

(六) 支那南洋方面ニ關スル人文及自然ニ關シ科學的調査研究ヲ實施セシムル爲一大調査機關ヲ附設シ我國對外進出方策ヲ科學的根據ノ上ニ確立セシムルノ方策ヲ講ズルモノトス

#### 海外省組織要綱

一、對支經濟開發ニ關スル事務及現在各省ニ分屬セル海外發展ニ關スル事務即チ移植民及海外資源開發ニ關スル事務（拓務省及對滿事務局ノ事務全部、農林省ノ遠洋漁業ニ關スル事務並ニ商工省ノ海外ニ於ケル燃料資源開發ニ關スル事務）並ニ是等ト密接不可分ノ關係ニアル外地統轄事務ヲ海外大臣ノ統括下ニ置ク

二、海外省ニ總務局、海洋局、滿洲局、支那局及南方局ヲ置キ別ニ外局トシテ外地局ヲ附置ス

(1) 總務局ニ於テハ綜合的企畫及調整並ニ諸般ノ調査及資料ノ整備ニ關スル事務ヲ掌ル

(2) 海洋局ニ於テハ海洋漁業ニ關スル事務ヲ掌ル



(一) 滿洲局ニ於テハ滿洲國及北樺太方面ニ於ケル移殖民及資源開發ノ指導獎勵、滿鐵等特殊會社ノ監督其ノ他對滿政策一般ニ關スル事ヲ掌ル

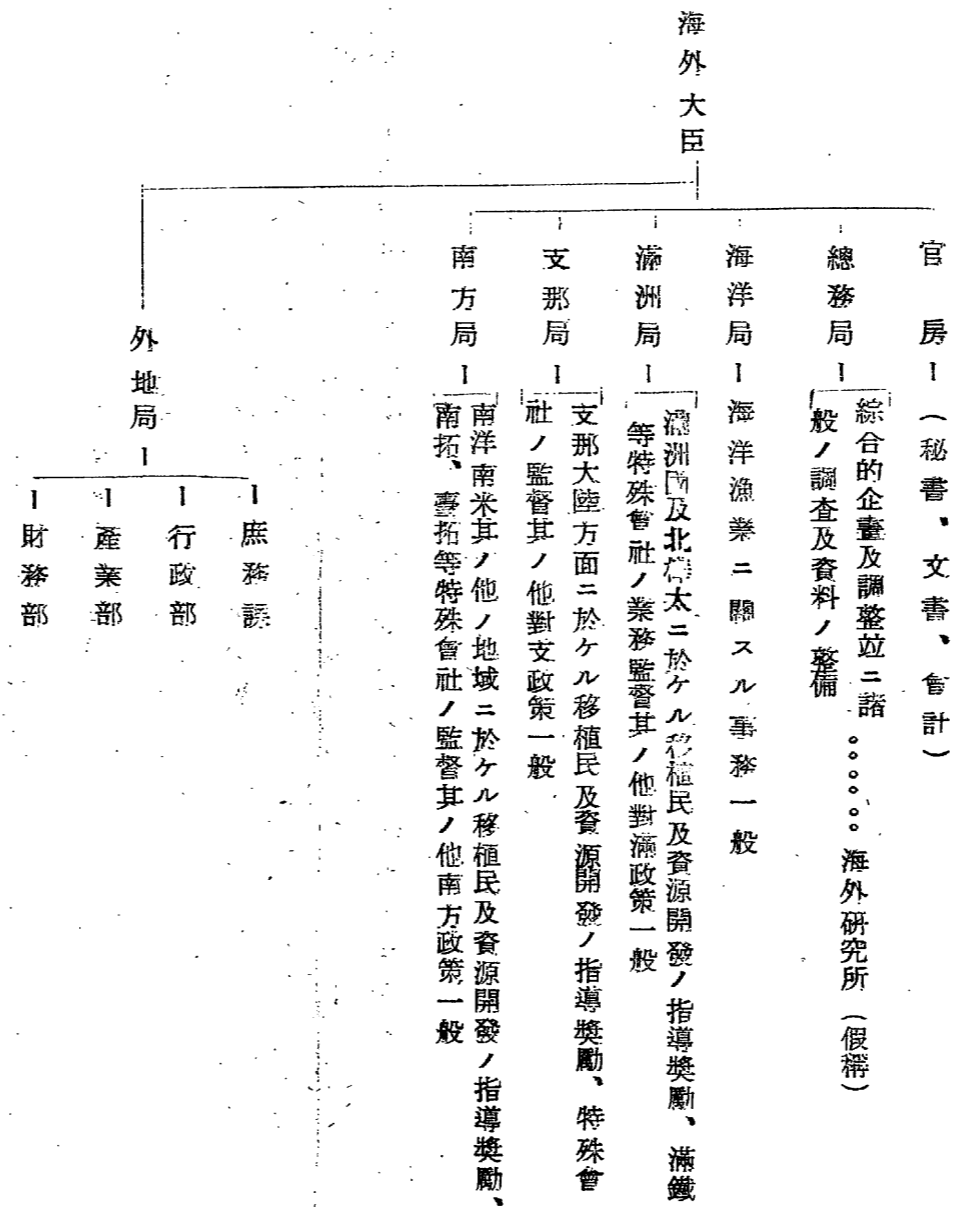
(二) 支那局ニ於テハ支那大陸方面ニ於ケル移殖民及資源開發ノ指導獎勵、特殊會社ノ監督其ノ他對支政策一般ニ關スル事ヲ掌ル

(三) 南方局ニ於テハ南洋南米其ノ他ノ地域ニ於ケル移殖民及資源開發ノ指導獎勵、南洋拓殖、臺灣拓殖等特殊會社ノ監督其ノ他南方政策一般ニ關スル事ヲ掌ル

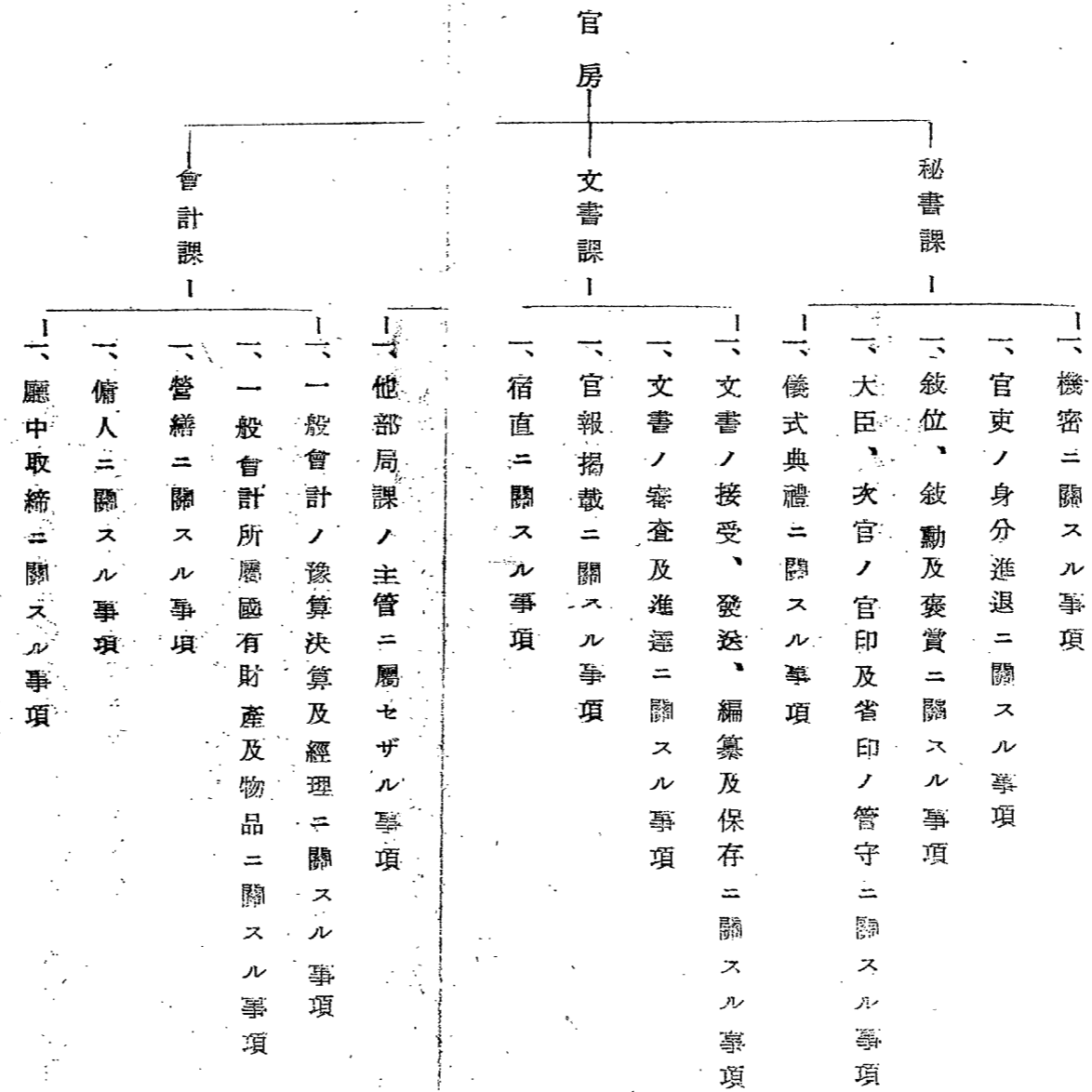
(四) 外地局ニ於テハ朝鮮總督府、臺灣總督府、關東局、樺太廳及南洋廳ニ關スル事務ヲ掌リ庶務課及總務部產業部財務部ノ一課三部ヲ置ク

三、海外ニ關スル一大調査機關ヲ設ケ海外大臣ノ監督下ニ置ク

海外省機構一覽



海外省各部署分課一覽



總務局 | 調査課 |

企畫課 |

- 一、局内庶務ニ關スル事項
- 一、海外發展ニ關スル綜合的企畫ニ關スル事項
- 一、各局相互間ノ事務ノ調整ニ關スル事項

- 一、省主管事項ニ關スル諸般ノ調査ニ關スル事項
- 一、統計ノ編纂及報告ニ關スル事項

資料課 |

- 一、資料ノ整備ニ關スル事項
- 一、圖書及印刷物ニ關スル事項

監督課 |

- 一、局内庶務ニ關スル事項
- 一、日ノ漁業條約ニ關スル事項
- 一、輸出水產物取締法施行ニ關スル事項
- 一、機船底曳網、汽船トロール漁業、捕鯨等母船式漁業等ノ取締ニ關スル事項
- 一、水産組合、同業組合、其他水産團體ニ關スル事項

事項

- 一、遠洋漁業ノ指導獎勵ニ關スル事項
- 一、漁船及漁港ニ關スル事項
- 一、漁業用發動機ノ検査ニ關スル事項
- 一、漁具及果菱ニ關スル事項

海洋局 |

漁撈課 |

- 一、漁具及果菱ニ關スル事項



滿洲局

水産課

- 一、漁業移民、漁業従業員ニ關スル事項
- 一、水産物ノ利用増進ニ關スル事項
- 一、輸出水産物ノ販路開拓ニ關スル事項
- 一、水産物検査ニ關スル事項

拓殖課

- 一、局内庶務ニ關スル事項
- 一、對滿政策ニ關スル事項
- 一、滿洲國及北樺太ニ於ケル資源ノ開發ニ關スル事項
- 一、南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式ノ業務ノ監督ニ關スル事項

募集課

- 一、東亞方面ニ於ケル移植民ニ關スル調査企畫ニ關スル事項
- 一、東亞方面ニ關スル移植民ノ募集ニ關スル事項
- 一、東亞方面ニ關スル移植民ノ訓練ニ關スル事項
- 一、東亞方面ニ關スル移植民ノ送出ニ關スル事項
- 一、東亞方面ノ移住地ニ於ケル移植民ノ保護指導ニ關スル事項

保護課

- 一、東亞方面ニ於ケル移植民團體ノ助成ニ關スル事項

事項



支那局 |

| 庶務課 |

- 一、局内庶務ニ關スル事項
- 一、對支政策ニ關スル事項

| 產業課 |

- 一、支那ニ於ケル資源開發ニ關スル事項
- 一、國策會社業務ノ監督ニ關スル事項

| 交通課 |

- 一、交通ニ關スル事項
- 一、通信ニ關スル事項

| 南洋第一課 |

- 一、局内庶務ニ關スル事項
- 一、對南方方策ニ關スル事項
- 一、臺灣拓殖株式會社及南洋拓殖株式會社ノ業務ノ監督ニ關スル事項

南方局 |

| 南洋第二課 |

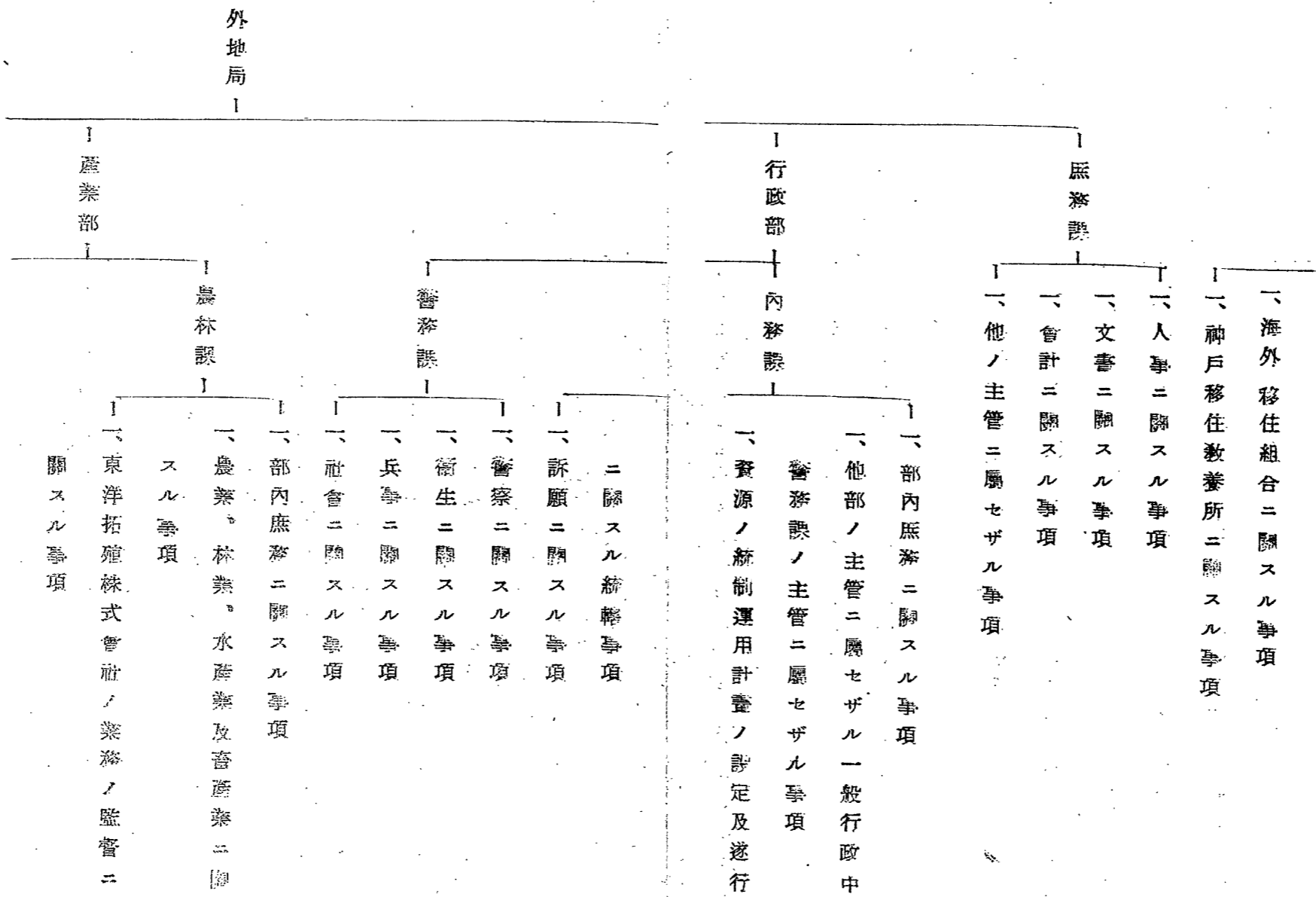
- 一、南洋方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項
- 一、同方面ニ於ケル資源開發ニ關スル事項
- 一、同方面ニ關スル移殖民團體ノ助成ニ關スル事項

| 南米課 |

- 一、長崎移住教養所ニ關スル事項
- 一、中南米方面ニ於ケル移殖民ノ保護指導ニ關スル事項
- 一、同方面ニ於ケル資源開發ニ關スル事項
- 一、同方面ニ關スル移殖民團體ノ助成ニ關スル事項

0190

M-0066



財務部

- 商工課
    - 一、商業貿易工業及鐵業ニ關スル事項
    - 二、交通及通信ニ關スル事項
    - 三、博覽會及共進會ニ關スル事項
  - 司計課
    - 一、所管特別會計ノ豫算及決算ニ關スル事項
    - 二、所管特別會計所屬國有財産及物品ニ關スル事項
    - 三、所屬特別會計ノ監査ニ關スル事項
  - 理財課
    - 一、金融ニ關スル事項
    - 二、租税ニ關スル事項
    - 三、專賣ニ關スル事項

M-0066

0192



極秘

拓政省設置要綱

内外兩政ニ亘リ國策ノ統合調整機構ヲ一元化スルト共ニ強力ナル拓政省ヲ新設スルハ、今次變遷ヲ模範トシテ我國ニ課セラレタル未曾有ノ難局ヲ打開シ、大陸及南方ノ兩方策ヲ樞軸トスル創舉の大東亞政策ヲ樹立遂行スルヲ其ノ根本目的トス。要綱左ノ如シ。

一、企畫院ヲ改組強化シテ、現在對海事務局ノ管掌スル對海政策ノ統一保持及目下ノ懸案タル對支行政機關ノ管掌スベキ對支政策ノ統一保持ヲ之ニ移管シ、企畫院ヲシテ眞ニ内外兩政ニ亘ル國策ノ統合機構トラス。

二、強力ナル拓政省ヲ新設シテ、現在對海事務局ノ管掌スル滿洲拓殖事業及滿鐵經濟電氣ノ監督ト、對支行政機關ノ管掌スヘキ支那開發、中支那振興兩管社ノ監督等ト、現在拓政省ノ管掌スル移民及海外拓殖事業トヲ之ニ統合管掌セシメ、對海事務局、對支行政機關及拓政省ハ之ヲ廢止ス。

三、現在對海事務局ノ所管タル關東局並ニ拓政省ノ所管タル朝鮮、臺灣兩總督府、樺太廳及南洋廳ヲ一括管掌スル外地局ヲ新設シ之ヲ拓政省ノ外局トス。

四、外交、貿易及遞信等涉外行政ハ外國ノ地域ニ依リ其ノ所管廳ヲ異ナラシムルコトナク、拓政省所管ノ涉外行政ト共ニ、之ガ調整統合ハ閣議及企畫院ノ責務トス。

拓政省設置理由

今次事變ヲ楔機トシテ我國ニ誤セラレタル未曾有ノ難局ヲ打開シ、大陸及南方ノ兩方策ヲ樞軸トスル劃期的大東亞政策ヲ樹立遂行セムガ爲ニハ、内外兩政ニ亘リ國策ノ統合調整機軸ヲ一元化スルト共ニ、強力ナル拓政省ヲ新設スルノ要アリ。其ノ理由ヲ分説スルコト左ノ如シ。

一 目下ノ懸案タル對支行政機關ノ設立ヲ見ルニ於テハ、對滿政策ノ統一保持ハ對滿事務局ニ於テ、對支政策ノ樹立又ハ統一保持ハ對支行政機關ニ於テ、對滿、對支兩政策ヲ除ク國策ノ調整統合ハ企畫院ニ於テ之ヲ行フコト、ナリ、内外兩政ニ亘リ國策統合機關ノ分裂ヲ増大シ、國策一元化ノ目的ニ背反スルニ至ルベシ。仍テ對滿、對支兩政策其ノ他ノ對外政策並ニ國內政策ガ孰レモ密接不可分ノ關係ニ在

ルコト明白論ナキニ鑑ミ、企畫院ヲ以組織強化シテ、對支兩面ニ對スル國策ヲモ含ム内外全國策ノ綜合統一機關タラシメ同院設立ノ根本趣旨ニ徹セシムルノ要アリ。

二 海外拓殖行政ガ對滿事務局、對支行政機關、外務省、拓務省等ニ

分屬スルニ於テハ相互ノ連絡統一ニ完全ヲ期シ難キガ故ニ、對支行政機關ノ樹立並ニ實行上支障少カラザルモノアリ。即チ

(1) 該機關ノ目標トシ綜合調整開發方策ヲ講ゼントスル場合ニ對シニ

對シニ二ヶ以上ノ拓殖行政機關ガ併立スルトキハ方策ノ樹立並ニ實行上遺憾ノ點アルコト

(2) 或ル特定地域ヲ目標トスル拓殖行政機關ハ其ノ地域ノミノ綜合的拓殖ハ之ヲ企畫シ又實行シ得ベキモ、右ハ他ノ海外全體トノ關聯

ニ於テ考察シ綜合調整ノ要アルコト  
行政機關ノ複雑化スルニ伴ヒ特殊會社其ノ他ノ民間拓殖機關ニ對スル監督權限ヲ各縣ニ分屬シ、從テ其ノ指導監督ニ交錯ヲ來ス惧アルノミナラズ、民間ノ拓殖機關相互ニハ連絡統一ヲ缺キ之ガ機能活用上不慮ニナルハ勿論反ツテ相互間ニ無用ノ對立競争ヲ醸成スル虞アルコト

(二) 行政官廳間ニ於テモ調査、情報ノ蒐集等ニ二重ノ浪費ヲ爲スコトアリ且所管爭ヒ等無用ノ摩擦ヲモ生ジ易キコト

等之ナリ。尙海外ニ殖行政ハ其ノ性質上必然的ニ對外的考慮ヲ必要トシ、對手段乃至三國ニ對シ無用ノ刺戟ヲ與ヘザル一面、地域ト事業ノ邊界如何ニ依リテハ其ノ表面化ヲ防止スルノ要アルノミナラズ、動モスレバ外交接觸等ノ制肘ヲ受ケ消極的トナリ易キヲ以テ之ガ行政機關ハ外交ノ機軸ヨリ獨立セルモノタルヲ要シ、機關相互ノ緊密ナル支援連絡ニ依リ其ノ中正健全ナル發達ヲ期スルコト肝要ナリ。

三、外地ニ於ケル綜合行政ハ現在猶存續セシムルヲ要シ且其ノ統轄事務ハ海外拓殖行政ト密接ナル關係ヲ有スルモ其ノ混同ハ之ヲ避クルノ要アルヲ以テ外地ノ一括管掌スル外地局ヲ新設シ之ヲ拓政省ノ外局トスルヲ至當トス。

四、一對手國ニ對スル外交、貿易、通信等ノ涉外行政ヲ他ノ各縣ニ對スル之等行政ノ綜合所管省ヨリ分離シテ異ル官廳ニ管掌セシムルハ實ニ其ノ行政ノ性質上不當ナルノミナラズ其ノ間必然ニ矛盾摩擦ヲ生

全社

シ對外政策一元化ノ理想ニ甚シク背馳スルノ結果ヲ生ズベシ。仍テ  
現行內閣制度ノ下ニ於テハ之等涉外行政ハ益々外國ヲ通ジテ綜合的ニ  
各省ノ專管事項ニ從ヒ分掌セシメ拓務省所管ノ移殖民及海外拓殖行  
政ト共ニ其ノ綜合調整ハ閣議及企畫院ノ責務タラシムルノ要アリ。

○海外拓殖事業ノ重要ノ内地産業ヲシテ振興ハ  
不道智タルヲト

昭和十三年度海外拓殖機關所要一般事務費豫算

M-0066

0197

拓務省所管 拓務本省豫算

俸給		三三五六六〇
勅任俸給	七人	三七〇〇〇
奏任	四八人	一三八二二〇
判任	一二五人	一二三一二五
加俸		三七三一五
専務費		四二一、一一五
機密費		四六五五〇
諸支出金		五二八四
計		八〇八六〇九

大藏省所管 對滿専務局豫算

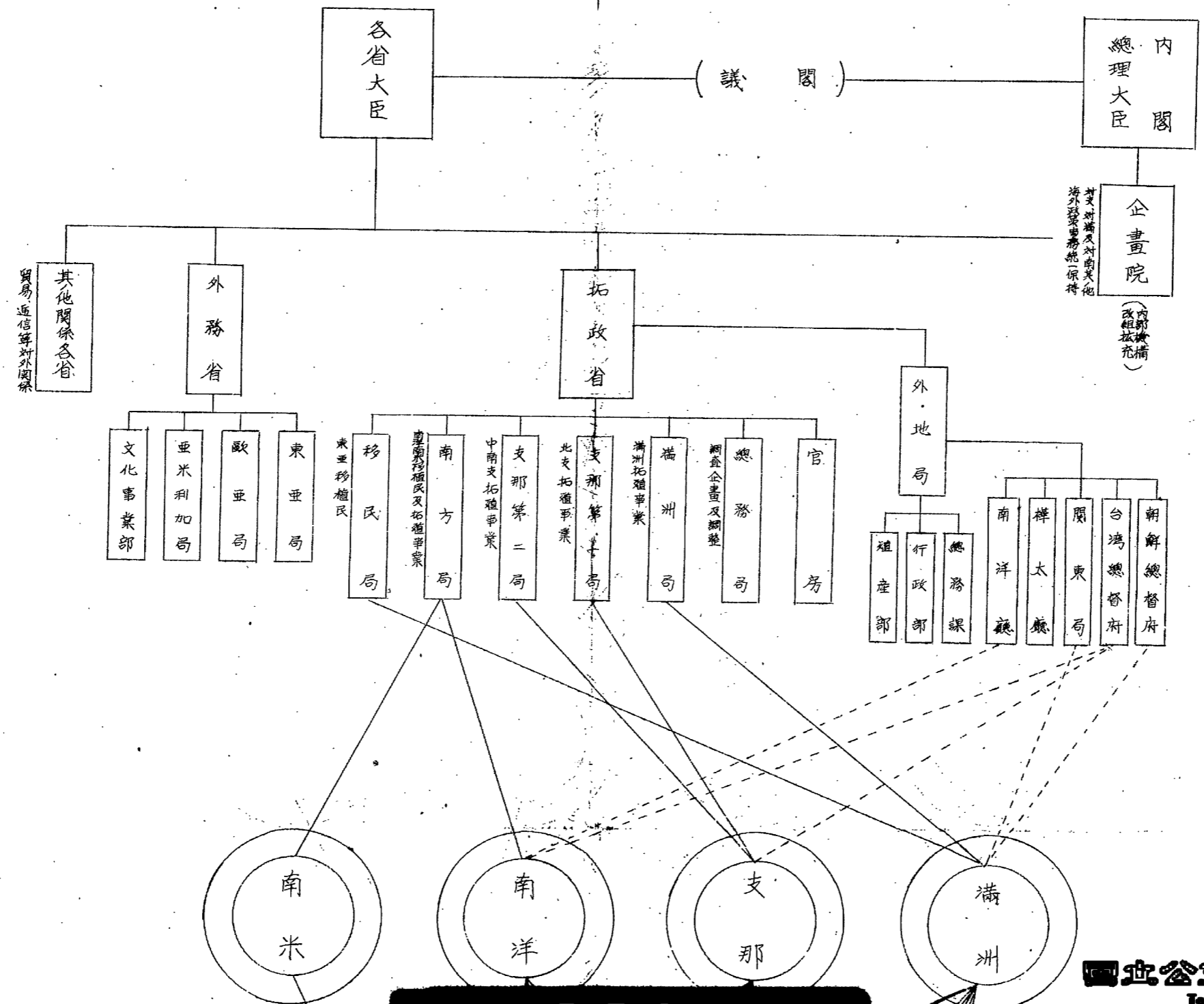
俸給		四六六四五
勅任俸給	二人	一二〇〇〇
奏任	七人	二一八四〇
判任	一三人	一二八〇五
専務費		六七〇五五
機密費		三〇〇〇〇
計		一四三、七〇〇



大藏省所管對支經濟事務局豫算

勅任俸給	一人	四六五〇
奏任	五人	一五一二〇
判任	一〇人	九八五〇
事務費		七五六二〇
計		一〇五二四〇

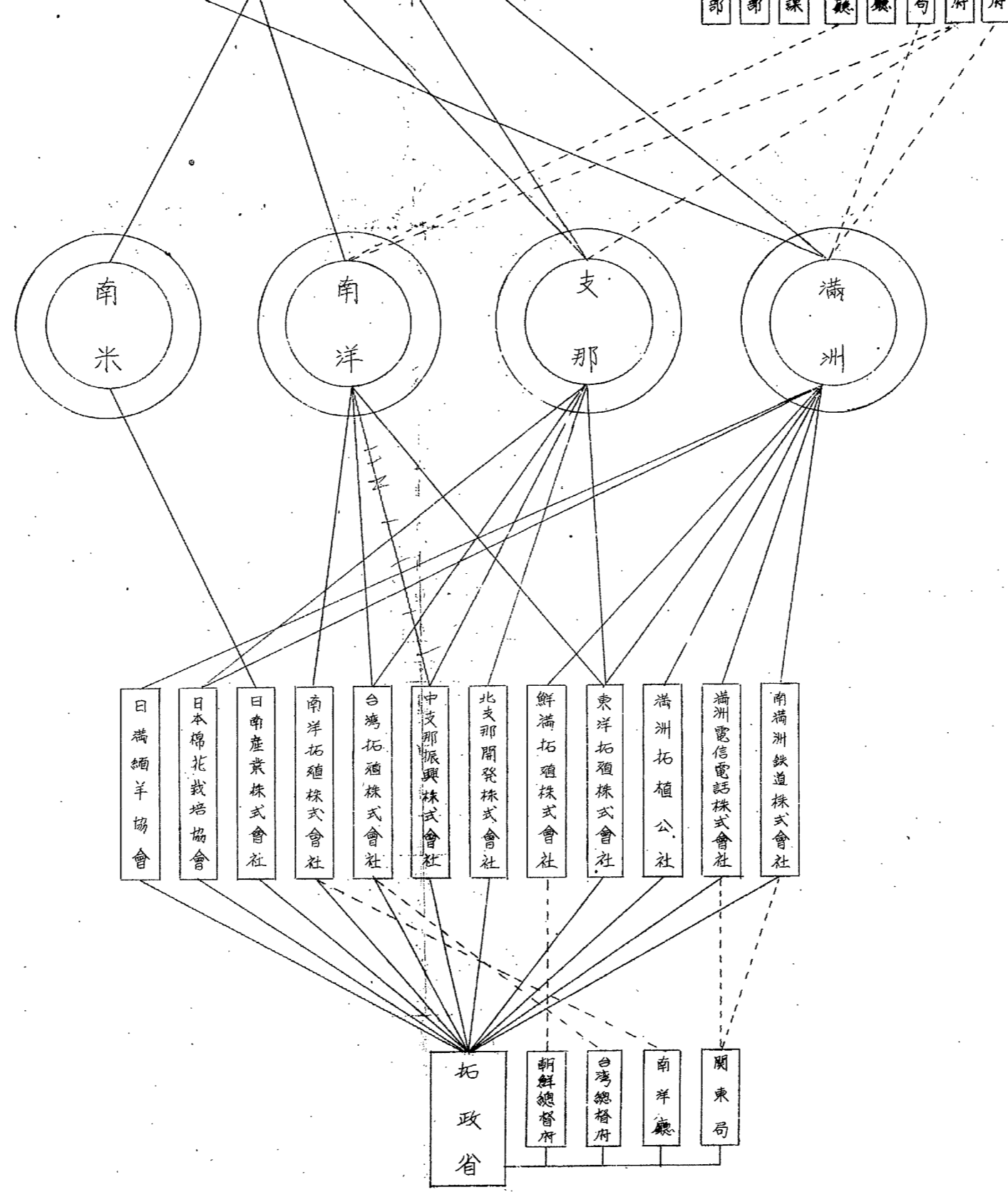
新海外拓殖機構系統一覽(案)



企畫院  
(改組擴充)  
支那、南洋及對南其他  
海外發達事務統籌保持



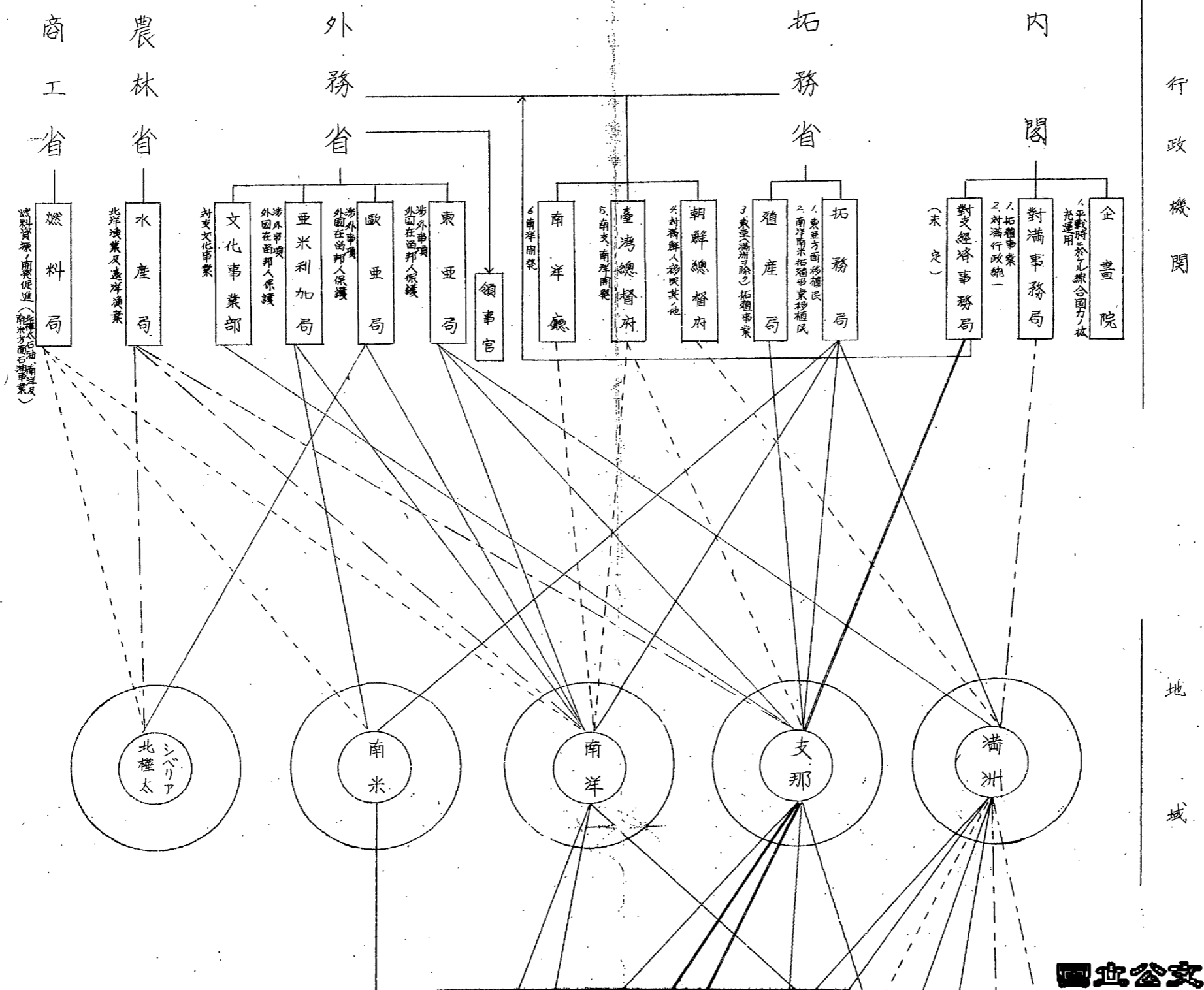
覽(案)



M-0066

0201

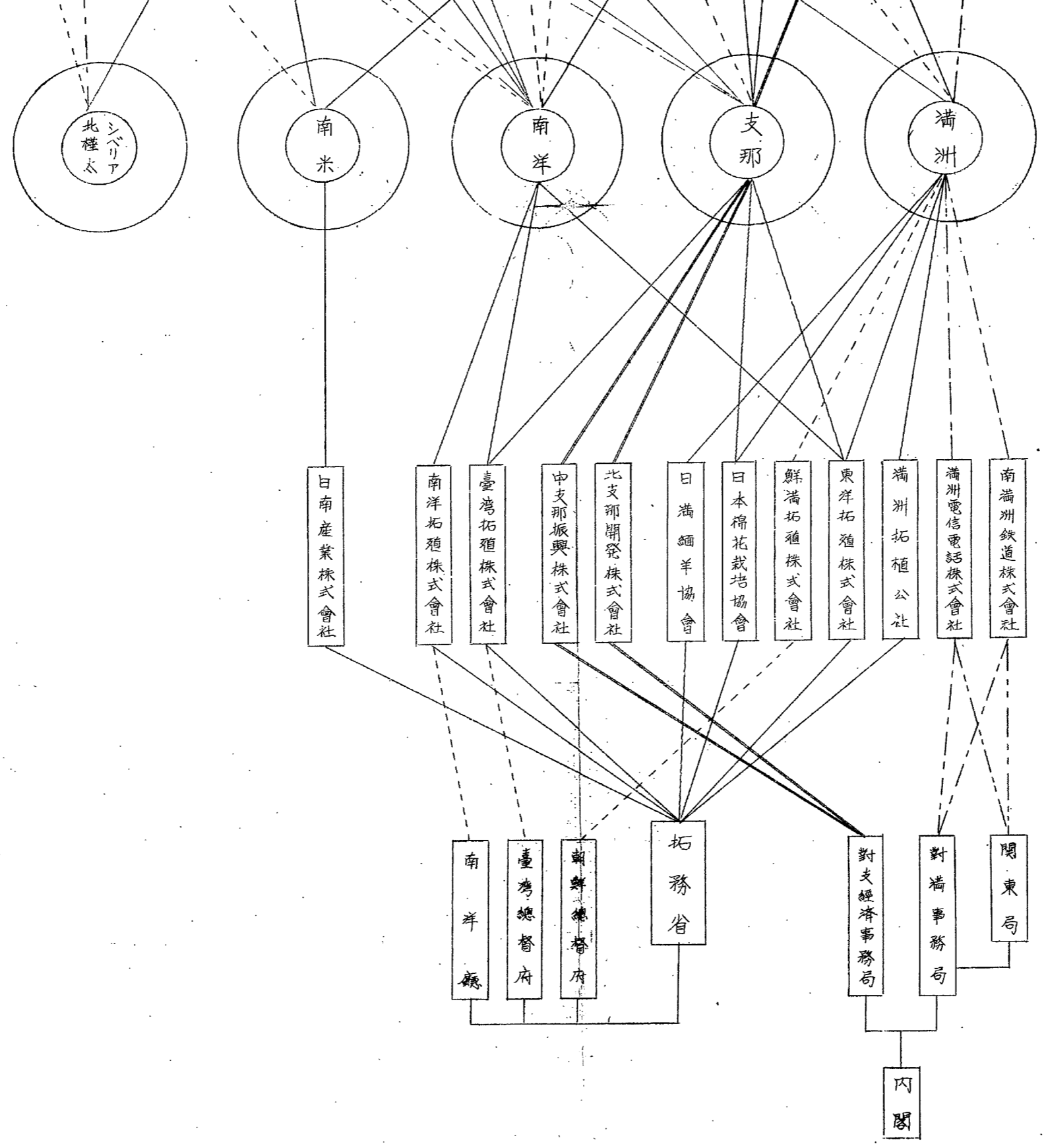
現行海外拓殖機構系統一覽



M-0066

統一臨見

地域



特殊拓殖機關及監督機構

